

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第四号

平成十六年十一月五日(金曜日)

午前九時四十五分開議

出席委員

委員長 河上 覃雄君

理事 河村 建夫君 理事 櫻田 義孝君

理事 平井 卓也君 理事 松島みどり君

理事 鈴木 康友君 理事 細野 豪志君

理事 吉田 治君 理事 高木 陽介君

理事 遠藤 利明君 理事 北川 知克君

小杉 隆君 佐藤 信二君

坂本 剛二君 菅 義偉君

鈴木 淳司君 田中 和徳君

谷畑 孝君 寺田 稔君

中西 一善君 西銘恒三郎君

野田 毅君 葉梨 康弘君

馳 浩君 平田 耕一君

望月 義夫君 森 英介君

山口 泰明君 山本 明彦君

市村浩一郎君 大出 彰君

大島 章宏君 奥田 建君

海江田万里君 梶原 康弘君

近藤 洋介君 島田 久君

高山 智司君 中山 義浩君

計屋 圭宏君 橋本 清仁君

松崎 公昭君 村井 宗明君

山田 正彦君 若井 康彦君

渡辺 周君 江田 康幸君

塩川 鉄也君

經濟産業大臣 中川 昭一君

外務副大臣 逢沢 一郎君

財務副大臣 上田 勇君

厚生労働副大臣 西 博義君

農林水産副大臣 常田 享詳君

經濟産業副大臣 小此木八郎君

經濟産業副大臣 保坂 三蔵君

經濟産業大臣政務官 平田 耕一君

經濟産業大臣政務官 山本 明彦君

政府参考人 宮野 基一君

(内閣官房内閣参事官 林 肇君)

(内閣官房内閣参事官 三浦 正晴君)

(政府参考人 中富 道隆君)

(法務省入国管理局長 青山 幸恭君)

(政府参考人 樋口 修資君)

(財務省大臣官房審議官 長谷川真一君)

(政府参考人 大石 明君)

(文部科学省大臣官房審議官 高橋 直人君)

(政府参考人 長谷川真一君)

(厚生労働省大臣官房総括審議官 長谷川真一君)

(政府参考人 大石 明君)

(厚生労働省職業安定局次長 大石 明君)

(政府参考人 高橋 直人君)

(農林水産省大臣官房審議官 高橋 直人君)

(政府参考人 内藤 邦男君)

(農林水産省大臣官房国際部長 内藤 邦男君)

(政府参考人 町田 勝弘君)

(農林水産省生産局畜産部長 町田 勝弘君)

(政府参考人 北村 俊昭君)

(經濟産業省通商政策局長 北村 俊昭君)

(政府参考人 中嶋 誠君)

(經濟産業省貿易經濟協力局長 中嶋 誠君)

(經濟産業委員會專門員 熊谷 得志君)

委員の異動

十一月五日

補欠選任

遠藤 利明君

嘉数 知賢君

竹本 直一君

望月 義夫君

大島 章宏君

奥田 建君

菊田まきこ君

渡辺 周君

同日

補欠選任

鈴木 淳司君

田中 和徳君

寺田 稔君

葉梨 康弘君

大出 彰君

島田 久君

山田 正彦君

若井 康彦君

同日

補欠選任

馳 浩君

市村浩一郎君

橋本 清仁君

十一月四日

補欠選任

嘉数 知賢君

大島 章宏君

菊田まきこ君

同日

補欠選任

鈴木 淳司君

田中 和徳君

寺田 稔君

葉梨 康弘君

大出 彰君

島田 久君

山田 正彦君

若井 康彦君

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案(内閣提出第一五号)

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出第一六号)

○河上委員長 これより會議を開きます。

議事に入るに先立ち、去る十月二十九日の委員會において、私の発言の中に、次回の委員會開催に關し、的確さを欠く部分があったことを遺憾と存じます。

今後は、一層円滑な運営に努めてまいる所存です。よろしくお願いを申し上げます。

○河上委員長 内閣提出、經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官宮野基一君、内閣官房内閣参事官林肇君、法務省入国管理局長三浦正晴君、外務省大臣官房審議官中富道隆君、財務省大臣官房審議官青山幸恭君、文部科学省大臣官房審議官樋口修資君、厚生労働省大臣官房総括審議官長谷川真一君、厚生労働省職業安定局次長大石明君、農林水産省大臣官房審議官高橋直人君、農林水産省大臣官房国際部長内藤邦男君、農林水産省生産局畜産

部長町田勝弘君、経済産業省通商政策局長北村俊昭君及び経済産業省貿易経済協力局長中嶋誠君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河上委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 おはようございます。民主党の鈴木康友です。

それでは、これから順次御質問させていただきますと思いますが、きょうは多くの政府参考人の皆さんにお越しをいただきました。実は、このFTA、EPA、あるいは広く日本のこうした経済外交に関しては、それだけいろいろな省庁にまたがる、あるいは日本全体に非常に大きくかわる問題であるというふうな認識をしております。これから恐らく日本がこうしたEPAというものをアジアの諸国とも積極的に進めていく中で、今回のこのメキシコとのEPAの交渉が妥結をしたということは、非常に大きな意味を持つものであると思うんです。

まず、今回、シンガポールに続きましてメキシコとEPAを締結することになったわけでありますが、なぜメキシコかという点であります。

恐らく、これはもう皆さんも御承知だと思いますが、いろいろ産業界からの要望が非常に強かったわけでありまして、メキシコという国は、ASEAN十カ国と同程度の経済規模を持つ非常に大きな経済大国でありますし、日本とのかかわりが非常に深い、日本からたくさん企業も現地に行っておりまして、また非常に通商上の結びつきも強い国であります。

しかし、御承知のとおり、メキシコがNAFTAへ加盟し、あるいはEUとEPA、FTAを締結するという中で、日本がその中で蚊帳の外に

なっていく、その中で非常に日本だけがハンディを負った通商を行わなきゃいけない。貿易転換効果と専門的には言いますけれども、これによって四千億ぐらいの経済的なロスが発生をしたと言われている。

あるいは、それまでアメリカあるいは広く北米、南米への足がかりとしてメキシコにはたくさんの日本企業が進出をしていたわけでありまして、例えば二〇〇一年にはアルプス電気、カシオ、二〇〇二年にはキャノン、二〇〇三年にはTDK、ケンウッドといった法人が撤退をしたり、あるいはたくさんさんの工場も閉鎖をされるという非常に大きな損失をこうむった。

こういうものを打開するためには、どうしてもメキシコとやはりEPAの条約を締結して、アメリカや欧州と同じような条件のもとに経済活動を行わなきゃいけないという非常に強い要請があった。これが恐らくメキシコに行った一番の理由だと思えます。

そうした意味では、今回のEPAの締結によりましてそうした懸念が解消される方向に向かうというところは、大きな意義だと思います。別に、このメキシコとのEPAの交渉の意義というのは、結果的に、シンガポールとは違いますが、農業分野等々を含めた広い意味での交渉が妥結をしたという、これも日本が初めてこうした分野に一歩足を踏み出したということでありまして、いろいろな角度から、今回のこのメキシコとのEPA条約の締結というものに意義があると思うんですね。

その点につきまして、まず中川大臣から御所見をお伺いしたいというふうに思っています。

○中川国務大臣 おはようございます。

今、鈴木委員御指摘のように、日本は貿易立国でございますから、あるいはまた外国との経済関係を強化することによって我が国がある意味では成り立っているわけでございます。

そういう中で、ウルグアイ・ラウンド交渉、今から十数年前のときに、一時期、非常にウルグアイ・ラウンド交渉が中座した時期がございまし

て、そのときにNAFTAを初めFTA、二国間の経済関係強化というものがあつと進んでいったわけでありまして。たしかNAFTAができたのは九四年だというふうに記憶しておりますけれども、日本はWTO中心で来たわけでございます。当時のガットですね、ガット・ウルグアイ・ラウンド体制で来たわけでありまして、その間に、世界じゅうで、EUとかメルコスールとかあるいはNAFTAとか、そういう地域あるいはまた二国間の経済連携がどんどん進んでいった。

他方、日本とメキシコというのは昔から非常に関係がよかつたんですけれども、マキラドローという制度が廃止され、その結果、今鈴木委員御指摘のように、あそこに進出していた企業が、逆にFTAを結ばないことによるハンディキャップによって、競争力が維持できなくて撤退せざるを得ない、あるいは撤退しなくても非常に厳しい状況に置かれているということになって、今御指摘のように、経済産業省の数字によると四千億円の経済利益の損失あるいは雇用の問題等々が出てきた。そこで、シンガポールとは二年前からスタートしておりますけれども、日本としても二国間の経済連携、これはガット二十四条あるいはサビー協定五条でこのようなものが認められているわけでございますが、日本としても、はっきり言っておくればせながらやっていかなければならぬ。

そのときに、なぜメキシコを選んだのかということですが、今委員御指摘のように、メキシコは一億人の国民、そして一人頭GDPが約六千ドルで、世界で十番目の貿易大国でございますし、OECDにも加盟しているいわゆる先進経済国家でもあります。

そして、メキシコ自身がFTAというものを非常に大事というか積極的に取り組んでおりまして、現在まだ日本は国会の承認をいただいておりますけれども、現時点で四十二カ国、EUの二十五を含めまして四十二カ国、あるいはNAFTAというところで、十字路戦略ということをよくメ

キシコの人は言うんですが、メキシコは南北アメリカの中心あるいは太平洋と大西洋の真ん中にいるんだ、こういうことでFTAというものに積極的に取り組んでいく。その上で、メキシコの方から日本に対する期待が非常に強かつたわけでございます。二年前に小泉総理とフォックス大統領との間で、FTA、EPAを結ぶために作業を進めようというところでスタートをしたわけでありまして。

ちなみに、貿易立国日本でありますけれども、私がメキシコに個人的にも非常にやらなければいけないと思つた幾つかの理由があります。

ちよつとこれはセンチメンタルな話になるかもしれませんが、明治の初めに日本が解決しなければならぬ最大の外交案件というのは、治外法権と関税自主権の喪失という問題があつたわけでありまして、一八八八年に日本が最初平等条約を結んだというか結んでくれた国がメキシコであつたということもあつて、新たな日本の貿易立国としての二十一世紀のスタートを、もちろんシンガポールはありましたけれども、今御指摘のようなシンガポールの事情もありまして、本格的な、物だけではなくて投資、人、サービス、あらゆる面での包括経済連携という意味で、メキシコというものがお互いにとってプラスになる、ウイン・ウインの関係になる、太平洋を挟んだ両経済貿易大国が特別の関係を持つということは、日本、メキシコのみならず世界の自由貿易にも貢献していくというふうな小泉総理が判断をされて交渉を開始したということでございます。

○鈴木(康)委員 今、大臣からるメキシコとの、この交渉に関する思いも含めてお話をいただきました。これはそれだけ大臣にとつても思いが深い交渉だったのではないかとこのように思っています。

私は、今回のこの締結によりまして、恐らく日本が欧米並みの、同等の条件でこれから通商ができる、あるいは一兆円と言われる政府調達市場に参入することが可能になる、あるいはメキシコ

へ投資するにしてもきつちり投資が保護される等々、非常に大きな成果が得られたのではないかしらうんですね。ただ、私は、今回の一番の意義というのは、やはり農業分野も含めた総合的なEPAの交渉であったということであります。これがこれからの日本の通商政策に大きな影響を与えてくるのではないかしらうに考える次第であります。

今回の交渉の妥結の中で、実は、大臣も今御指摘の、二国間の、バイのFTAやEPAと別に、WTOという全体の通商のルールをつくる場がある。そこで、ガットの二十四条の中で一応こうした二国間のFTA、EPAの締結というのは認められているわけでありますが、そこには一定のルールがあるわけでありまして、それは、実質上すべての貿易について関税その他の制限的な通商規則を廃止するというものでありまして、これに抵触をしない限り認められているわけでありまして、この実質上すべての貿易ということの概念でありまして、通常、これは貿易量の九〇%以上というふうな認識をされていることは、御承知のとおりだろーうと思います。

今回のメキシコと日本の関係を見ていきますと、メキシコから日本へは九八%の量の関税が撤廃をされるということでありまして、逆に、日本からメキシコは八七%でありまして、全貿易量からすると九六%でWTOルールをおおむねクリアしているわけでありまして、私は、やはり日本が九〇%を切っているというものは、これはちよつと、何というか情けないという感じがしならないんですが、その点、大臣はどのように御認識をされているか、お伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 今、鈴木委員御指摘のように、WTO協定二十四条にFTAという項目があつて、二国間経済連携ですか、ちよつと正確なことは忘れましたが、御指摘のように、実質上すべての貿易について、こうあります。ただ、それしか書いてないわけですね。

したがって、今委員御指摘のような、例えば九

〇%だとか、貿易セクター、一つの分類をまとめて外しやいけないとか、それから無期限に延ばしやいけないとか、幾つかのルールみたいなものがあります。実質上すべてが九〇%というのは、たしかEUのFTAなりを結ぶときの基準であつて、これを日本としても尊重しよう、そしてシンガポールのときでも、今メキシコのときでもそういう認識をやつてきたわけでありまして。

実際に、ではどうなんだという、今御指摘のように、トータルとして、あるいは日本からメキシコへは九六とか九八ですが、メキシコから日本へにつきましては九〇を切っているじゃないかという、これは二十四条に關してどうなんだという、このことになりまして、デファクトとして、一つの目安としてそういうことがある。もちろん、我々もそれを頭に入れて交渉してきたわけでありまして、そういう意味で申し上げると、トータルとして九六ですかの貿易量が自由化されたということにつきましては、私は二十四条の趣旨に反していないというふうな思つております。

そしてまた、さらに今後これによつて貿易がそれぞれセクターでふえていけば、またさらにその八七が九〇になり九十幾つになりということもあると思ひますので、片道、日本へのメキシコからの輸出だけがたまたま九〇を少し切つたということだけで、これがEPA、FTA、そしてそれが根拠にしておりますガット二十四条にかんがみて、EPAとは言えないんじゃないかとか、不完全ではないかというふうには判断すべきものではないというふうな考へております。

○鈴木(康)委員 私は、今回の交渉の中で、ある程度メキシコは譲歩したんじゃないかと思うんですね。

というのは、これは私の考えかも知れませんが、日本にとつては、今、現時点のいろいろな経済的なノスを回復しなさいいけないという切実な欲求があつたわけでありまして、メキシコにしてみたら、じゃ、今回のこのEPAの条約でどれだけ現時点でメリットがあるかといつたら、将来的

に日本のマーケットにどんな貿易量をふやしていくという将来的なメリットがあつても、現時点でどちらがメリットが大きいかというと、明らかに私は日本の方が多いと思うんですね。

そういう意味で、私は、今回、いろいろなタフな交渉もされたと思いますが、メキシコにある一定の譲歩があつたのではないかな、そんな感じがしならないわけですね。

ですから、やはりこれからもしアジアのいろいろな諸国とこういう交渉をやっていくという場合には、本当に今回のメキシコのようにいくかどうか。今回のメキシコの場合でも、一年四カ月にわたつていろいろな形で交渉をされてきた。その経過は私も見てきたわけでありまして、いろいろな大臣が交渉に当たられた。外務大臣、あるいは中川大臣もそうですけれども、経済産業大臣それから農水大臣、時には官邸も入つて、この交渉に総力を挙げて当たつたということでありまして、この交渉の過程で、何度か決裂の危機もあつたりしながら、それを乗り越えて今回のところまでこぎつけたわけですね。

次に、この一年四カ月の交渉に当たつて、一体だれがこれをまとめてきたのか、あるいはリードをしてきたのか、その点についてお伺いしたいと思います。一応、こうした交渉の首席代表という立場にあつた、きょうは外務省からも来ていただいているので、まず外務省にお伺いしたいと思います。

○中富政府参考人 メキシコとの交渉におきましては、官邸のリーダーシップのもと、中川経済産業大臣、川口外務大臣、亀井農水大臣など関係閣僚が緊密に連携して対応しており、まさに政府一体となつて取り組んでまいりました。事務レベルにおきましても、山崎日・メキシコ経済連携協定交渉政府代表を首席代表といたしまして、内閣官房、外務省、経済産業省、農水省、財務省、その他の関係するすべての省庁が緊密に連携と調整を図りながら、まさに政府一体として交渉に臨んできたところでございます。

○鈴木(康)委員 私は、本来なら外務省さんがきちつとリーダー役を果たすべき立場にあるんだらうと思うんですが、どうもそうではなかったような感じがしてならないんですね。

今、官邸のお話も出ました。きょうは内閣官房の方も来ていただいているので、官房として今回どういう立場でこの案件におかわりになったか、御答弁いただきたいと思ひます。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

経済連携交渉を円滑に進めますためには、関係する省庁間での緊密な協力連携関係が極めて重要でございます。内閣官房といたしましては、このような観点から、経済連携促進関係閣僚会議あるいは経済連携促進関係省庁連絡会議などの開催を通じて、政府が一体となつて進めるための対応をとつてまいりました次第でございます。

また、先ほど御指摘がございましたとおり、内閣官房からも、昨年の十一月、内閣官房副長官補ほかメキシコを訪問いたしました。メキシコ政府関係者と意見交換を実施したという経緯がございます。

○鈴木(康)委員 今、総合調整機能としての経済連携促進関係閣僚会議、事務レベルの経済連携促進関係省庁連絡会議というものを設けて緊密な連携をとつたと言つておりますが、具体的にこれらの会議がどういう役割を果たしてきたのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のような経済連携促進関係閣僚会議あるいは事務レベルでの経済連携促進関係省庁連絡会議をおきまして、その時点での経済連携交渉の状況等を確認し、政府一体として取り組むための必要な連絡調整を行ったということでございます。

○鈴木(康)委員 この閣僚会議に意思決定をする権限はあつたんでしょうか。どうですか。

○林政府参考人 経済連携促進関係閣僚会議は、閣議におきまして了解に基づきまして、政府の取り組み体制を一層強化して、政府一体となつた取り

組みを行うために設置されたものでございまして、内閣総理大臣が主宰いたしまして、そのもとで経済産業大臣や外務大臣、農林水産大臣、その他関係の閣僚の皆様が御出席するというたぐいの会議でございまして、そこで、最も高いレベルで経済連携促進に関する意見交換、調整等が行われた次第でございまして。

○鈴木(康)委員 私、事前にこのそれぞれの会議の役割づけについて伺いましたときは、あくまでこれは情報交換の場であって、意思決定の場ではないというふうな御回答をいただいていたわけでありまして。

私は、こういう閣僚が調整機能を果たす会議があるのであれば、もっとこういうところに大きな権限を持たすべきじゃないかなというふうに思うんです。こういう会議に御出席をされていたり、この間、いろいろな交渉に当たられていた中川大臣から率直に、いろいろな閣僚間のごとか省庁間のごとか、こういったものがなかったかどうか、お伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 まず、こういう包括的な経済連携を結ぶということは、さっきもちょっと申し上げましたが、お互いにプラスになるからやろうねということでありまして、と同時に、いわゆるウィン・ウィンの関係を築くためには、それと表裏一体のものとしてお互いに痛みも分け合おうねということとセットだということは、私はこれをやる上での基本的な考え方だろうと思っております。

そういう中で、先ほどメキシコが譲ったんじゃないかというお話は、少なくともトータルとしては、私は、メキシコにとつてももちろん満足のできるものでありますし、日本にとつても、トータル、満足のできるものであります。

日本にとつてみると、農産物、農林水産大臣が大変御苦労されておられて、もつと言いますと、私事で恐縮であります、私の地元の特産物であるカボチャとかアスパラガスは、大変私としてはじくじたるものがございましたけれども、御

地元の御理解もいただきまして、自由化したわけでございます。経済産業省におきましても、極めて大事な産業について譲歩をしなければならぬということ、関係者の皆様が大変苦渋の御判断をいただきながら、そういうこともさせていたいたわけでございます。

そういう交渉に当たって、内部でいろいろ調整なり、場合によっては議論というのはあった、私はこれはもうはつきり申し上げたいと思っておりますし、これは何も日本だけではなくて、聞くところによると、メキシコ側でも相当、内部で工業界、農業界、工業界の中でもそれぞれの分野、いろいろあつたやに聞いておりますから、それはある意味では当然のことだろうというふうに思います。

例えば、アメリカのUSTRなんという、通商の代表が全部の通商をやりますけれども、これも国内で調整する時には、けんけんがくぐく、業界を含めて、あるいは上院、下院の議員を含めて議論をやった上で、ファストトラックに基づいてWTO交渉なんかをやっているわけでございます。

したがいまして、今となつては、私は去年の九月から、その前は党の農林水産の方の貿易の責任者をやっておりましたけれども、実際に最終段階、その前に、山崎代表を先頭として各省の次官級がずつと議論をし、その上で交渉に臨んできておりますし、それを前提として我々三大臣が総理の指示のもとで、まとめろという御指示をいただいております。

特に、十月の初めの、向こうから外務大臣それから経済大臣が来られた、例の二日間徹夜をした二泊三日の交渉は、本当に今となつては、非常にある意味では迫真の交渉であり、いい思い出として残っているわけでありまして、その交渉を振り返ってみても、私と農林大臣がけんかしたとか外務大臣が無理に調整をしたとか、そういうことは全くございませんでした。よく連絡をとり合いながら、向こうも途中から外務大臣が入ってこられまして、二対三でやったわけであり

ますけれども、そういう意味では、あれは引き続き交渉という結果になりましたけれども、あれ一つを振り返ってみても、決して、一部マスコミで、各省の連携がとれていないとかばらばらだとか、そういうことはなかった。

むしろ、お互いに、特に農水大臣が大変御苦労されましたし、経済産業省も、正確な表現かどうか分かりませんが、それをバックアップするとか、あるいはまた農水大臣にもバックアップしていただくとか、外務大臣にも全体としていろいろとバックアップしていただいたということ、総理に逐一報告をしながら、三大臣あるいは政府代表、そして各省は、財務省も含めまして力を合わせてやったというところでございまして、交渉内容ですから余り赤裸々に御報告することはできませんけれども、結論として言えば、一致結束して最終段階に向かっていたという私は非常にいい思い出を持つていられるところでございまして。

○鈴木(康)委員 今回の交渉は結果としてうまくいったから、大臣が、いろいろな過程、御苦労もあつたけれどもよかったという、この結論で締めくくられるはいいじゃないかということでありまして、この過程はいいじゃないかということでありまして、これが逆に決裂していたら、やはり日本の、ばらばらに交渉に当たったこととか、いろいろなその問題、これは非常に大きく逆にクローズアップされていたんだと思うんです。

私は、先ほど大臣が、メキシコが譲歩したとは思えないよと言っていますが、どう考えても私はメキシコの一定の譲歩があつたんじゃないかと思わざるを得ないわけでありまして、それは見解の相違として置いておくとしても、これからアジアのいろいろな国とこうしたタフな交渉をやつていくといったときに、今回は、特に問題となつたのは農業部門でありまして、農業部門だけでいいんですが、これは今度フィリピンあるいはタイなんかとやると、今度は人の問題がここに入ってくるから当然厚労部門も入ってきますし、非常に多岐にわたる分野が参加をする。

そうしたところで、先ほど大臣が言つたようにウィン・ウィンで、どこかでやはり譲歩もしながら国益にかなうものをおか取つていかなきゃいけないときに、やはり日本として、では何をとりに行くんか、どこを譲歩するんだということも含めて、きちつとした優先順位をつけたら、あるいはそれに基づいていろいろな国内の調整もしていかなきゃいけないといったときに、今の体制で本当にこれがやつていけるんだろかなという気がしてならないんです。

やはり私は、こうした経済外交というのはこれから非常に大事になっていくことを考えれば、専門の経済外交の担当大臣あるいはそうした部局を置くべきだと思いますし、また国会にも私は経済外交の委員会をつくらせたいと思うんですね。

今回も、今この経済産業委員会で行つていますが、外務委員会でも条約についての審議をしました。あるいは、本来であれば農水でもこれはやらなきゃいけないわけですね。いずれ、人の問題が来れば厚生労働委員会が入ってきたり、多岐にわたつていくわけでありまして、私は、そういうものを集約した経済外交特別委員会というものをもつて、きちつと国会の関与というものをものもつて、積極的に行っていくような体制をつくる必要があると思ふんですが、その辺、ちよつと大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 確かに、シンガポールの時きは、先ほどお話があつたように、農林水産物というところ、ランダムとか熱帯魚だとかということ、余り食料の観点から、観賞用熱帯魚を食べたことがある人とか観賞用のランを食べたことがある人は余り聞いたことがございませんで、そういう意味で、シンガポールは、それでも交渉自体、国内的にも大変だった、あるいは交渉も大変だったんですが、今度メキシコが、いよいよ農産物、水産物が入ってきて大きなメンバーマの一つになつたわけでありまして。

今後、ASEAN三カ国あるいはASEAN全

体、そして韓国とやる。これはつまり、このEPAというのは二国間で、二国間で合意すればいいわけですから、定型というものは多分ないだろう。さっきのガット二十四条とかサービス協定五条ぐらいが国際的な共通のルールであって、あとはお互いに痛みを伴いながらのウイン・ウインでやっていけばいいだろうと思います。

メキシコについて言えば、ちょっと繰り返しになりますが、実は私も亀井農水大臣のことを非常に配慮しながら交渉いたしましたし、亀井農水大臣も経済産業省のことをよく考えてやっていただいた、川口外務大臣も両省のことをよく配慮しながらやっていただいた。つまり、それぞれのプレーヤーのことも頭に入れながら交渉ができたからこそ、決してばらばらではなくて、十月のときも一緒にやりましたし、その後のパンコクのAPECのときも外務大臣と一緒にやりましたし、三月のテレビ会合の最後の詰めるときも一緒にやりましたし、形式的にもそれから実質的にもばらばらではなかった、だからよかったというふうに思っております。

今後、政府の中に、今度は人の問題とか治安の問題とかいろいろまた新たな分野が出てきますので、そうするとますます所管もふえる、場合によっては参加する担当大臣もふえるから一本にまとめた方がいいじゃないかという議論はもちろんありますが、国会の御議論については、そちら、国会側の御判断にお任せするとして、私は、一本にまとめてすすんでいけるのであればそれも選択肢だと思えますけれども、ただ一本にまとめればいいというものでもないだろう。

要するに、鈴木委員も、その方が国益にとっていいんだろ、両国にとっていいんだろという観点からの御質問だと思います。アメリカのUS TRというのは実は議会がつくった組織でございますから、だから上院は、条約締結権があるにもかかわらず、ファストトラックあるいはTPAでもって、何年何月まではおまえたに交渉をすべて任せるよ、そして結果を持ってこい、オール・

オア・ナッシングで判断するよということでありますから、あれも国内調整が相当大変なことをやっているわけであります。

したがって、国内調整がきちっとできて、そして政府としてきちっと交渉ができる、シンガポールでもメキシコでも、結果的にはそういういい結果になったというふうに私自身は考えておりますので、今、まず一本化ありきということで議論を進めるかどうかということについては、最終的にはこれは総理大臣がお決めになることでございませうけれども、私としては、みんなで協力してやっていけば、ASEANも大分交渉がいわゆる煮詰まってきたという、お互いの問題点あるいは共有できる点が浮き彫りになってきつたということとで、交渉自体が進んできておりますので、今すぐそういう一人の大臣に全部を任せられた方がいいのかどうかということについては、最終的には総理の御判断だろうと思っております。

○鈴木(康)委員 私、大臣から今御答弁をいただきましたけれども、やはり交渉窓口、きちっと責任を持つて、国内は国内でそれは調整することは必要ですけれども、一手に交渉窓口になる担当大臣というのが総理のもとで必要なんだろうというふうに思っています。国会の方はもちろんこちらの問題なんですけれども、どうしても私は、やはり今の状況を見ていますと、こうしたものを一括して扱う特別委員会が何かをつくる必要があるなということを感じております。

ちよっと時間がなくなつてまいりました。今回の交渉の中で、やはり農業部門というのは非常に大きな、ある意味で交渉の中のキーポイントだったわけでありまして、今度の条約の中で、実はセーフガードの条項が入っているわけですね。これが今後発動されるかどうかということでありまして、メキシコが日本に対してセーフガードを発動するというのは余り想定しにくいのですが、想定されるとすれば、日本側が何らかの急激な貿易量の増加によって不利益をこうむつてセーフガードを発動するという可能性があるの

はないか、特に農業部門に多くそれが想定をされるだろうと。

ことしの三月の農業新聞の社説にも、「輸入急増による被害に対応する二国間セーフガード措置が盛り込まれたが、すぐさま対応できるような監視体制とあわせて万全の国内対策を準備しておく責任が政府にはある。」というような論調もありますが、これからの貿易量の増大に対して一つの懸念があるわけでありまして。

そこで、きょうは農水省からも参考人に来ていただいているので、その辺の懸念あるいは可能性について御答弁をいただきたいというふうに思います。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

このEPA協定におきましては、農産物の各品目の国内農畜産業における重要性などを勘案いたしまして、必要に応じて関税撤廃の例外とする、あるいは経過期間を設定するなど、国内農畜産業への影響を極力回避し得る内容となっております。

関税の引き下げそれから撤廃による農畜産物の輸入の増加を見通すためには、当然、為替レートの動向、それから他の国からの輸入動向なども勘案しなければならぬわけでございます。それで、個別品目の具体的な輸入増加量を見通すことは困難でありますけれども、先ほど申し上げましたような例外的な扱い、それから経過期間の設定、こういった措置によりまして、国内農畜産業への影響が極力回避し得るような内容となっているわけでございます。

なお、メキシコからの産品の輸入が急増した場合に備えて、委員御指摘のように、国内産業への重大な損害を防止または救済するため、協定に則しまして、関税暫定措置法改正法案におきまして、関税の段階的引き下げの停止、または、MFNレートを超えない関税引き上げを行うことができる二国間セーフガード措置が規定されております。当該措置に則しまして、措置の適切な運用に努

めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木(康)委員 私は、安易にセーフガードが発動されないようにということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

さて、今度、外国人の問題についてお伺いをしたいと思います。

これは具体的な事例でお話を申し上げたいと思うんですが、これからアジアとEPA交渉をしていくと、当然アジアのそうした労働者の受け入れの問題も発生をする。恐らく、日本が今後を考えれば、こうした外国人の労働者の人たちのことがふえることはあっても減ることはないというふうに思っています。としますと、やはり国内の中でしっかりとその受け入れ体制というものもこれから準備しておく必要があるのではないかと考えます。

実は、私が生まれ育った浜松というのは定住外国人がたくさんおりまして、浜松のような都市が全国に何カ所かあるんですね。その都市が集まって、今、外国人集住都市会議というものを、今、具体的にいろいろな制度上の問題を抱えていることをお互いに議論し合つて、それをいろいろな形で国に提言をしています。

例えば厚生労働省関係では、いわゆる外国人の保険の問題ですね。今、健康保険と年金とセット加入でないと認められないということと、いざ外国に帰る、そうした外国人の方にとってみたら、これは分けてほしいというのが非常に切望されることでありまして、あるいは外国人向けの医療保険制度もつくってほしい、いろいろな具体的な提案をしています。

あるいは文部科学関係では、今、そうした外国人の子弟の不就学の問題、就学をしないという問題ですね、これが非常に大きな問題になっていまして、それに関するいろいろな要望が出ています。あるいは法務省関係では、外国人の登録に関する、あるいは出入国管理に関するいろいろな提言がなされています。こうした具体的な提言、これをやってほしいと

いうことがこうした都市から要望されているんですが、どうも国の動きが非常に鈍いということを伺っているわけであります。

そこで、きょうは厚生労働省、文部科学省、法務省からも来ていただいていますので、具体的に今その提言があったことに対してどういう形で改善に向けて進んでいるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○大石政府参考人 二〇〇一年そして二〇〇四年と、浜松宣言そして豊田宣言という形で、実際に外国人の方が大勢住んでおられる市や町の皆さん方の御提言ということで、私どもとしても重く受けとめなければいけないものというふうに考えております。

今の御指摘のございました点につきまして、例えば厚生労働省、二〇〇一年の浜松宣言で、業務請負が多いなどの雇用形態の実態に即して外国人の労働環境を改善しなさい、こういった提言もいただいております。こうした点につきましても、私どももいたしまして、ことしの八月に、従来も指針があったんですが、外国人労働者に関する、そうした点を踏まえた指針の改正なども行っております。

その他、社会保険の問題もございまして、これにつきましても、ちよつと私の直接の担当ではございませんけれども、担当部局から伺っているところでは、社会保険への加入の促進について非常に熱心な勧誘行為を行うというようなことを聞いております。

いずれにいたしましても、御提言いただいた内容について、私どもとしても真摯に対応しているところでございます。(鈴木(康)委員「前向きにやっているわけね」と呼ぶ) はい。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省におきましても、外国人集住都市会議の提言等も踏まえながら、従来から、外国人の児童生徒に対する教育の充実を図ってきているところでございます。具体的には、外国人児童生徒につきましても、

公立の義務教育諸学校へ就学を希望される場合には無償で受け入れられて、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しているわけでございます。外国人のお子さん方が日本の学校に適應することを支援するために、私ども、日本語指導のための教員を加配、いわゆる増員をさせていただいたり、あるいは母語のわかる指導協力者を派遣させていただいたり、あるいは日本語指導のための指導方法の開発、JSLプログラムの開発等々をやらせていただいております。こういった施策に取り組んでいただいておりますが、豊田宣言でも言及されておりますとおり、さらなる指導体制の充実、あるいは不就学のお子さんがまだおられるということ、こういった問題への対応ということは今後取り組むべき課題ということで私どもも認識しているところでございまして、この不就学の問題につきましても、来年度に必要な予算要求をいたしまして、この実態把握と要因分析等を行いまして、不就学問題へ対応していきたい、あるいは日本語指導についてもさらなる体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

浜松宣言や豊田宣言におきましては、外国人も日本人の住民と同じ住民であるという基本認識のもとに、外国人登録に係る諸制度を抜本的に見直してほしいという趣旨の御要望、御提言があることは承知しております。

私どももいたしまして、この要望に係る、例えば出国通知の迅速化でございますとか、居住実態が確認されていない外国人の方の登録原票の回収などにつきましても、今後とも要望に沿えるよう努めたいと考えているところでございます。

○鈴木(康)委員 最初にこの浜松宣言が出されたのは二〇〇一年、それからもう三年たっているんですね。今回、豊田宣言が出されたときも、浜松市の北脇市長は、非常に国の動きが鈍い、結局浜松宣言と同じことをまた豊田宣言に盛り込まな

きやいけないということを言っているんですね。

これから、では、こんな状態で本当に外国人の人を受け入れられるのだろうか。現場の自治体は、それはもう喫緊の課題としているような対策を立てていますよ。いろんな動きもある。ところが、非常に国の動きが鈍いということを指摘しているわけでありまして。北脇市長がこうしたばらばらの省庁間の問題を非常に問題意識として持っています。この定住外国人に対する省庁間の政策をめぐっているような調整をする専門の組織をつくってほしいということを痛切に切望されています。

私は、これから外国人の方がふえていくことを考えたら、やはりもつと国の動きをスピーディーにしてほしいし、制度改正ももつと活発にやっていた方がいいと思いますし、また、省庁間のいろんなそごがあると思えば、そうした調整機能を持った組織を早急につくるということも含めて、強くそのことをお願い申し上げます。時間でございますので、質問を終わらせていただきます。

○河上委員長 細野豪志君。

○細野委員 おはようございます。(発言する者あり)

○河上委員長 与党の御出席の御手配をよろしくお願いいたします。

速記をとめてください。

(速記中止)

○河上委員長 速記を起こしてください。

細野豪志君。

○細野委員 おはようございます。民主党の細野でございますが、よろしく願ひいたします。

EPAの本題に入る前に、幾つか中川大臣にお伺ひしたいことがございますので、よろしく願ひいたします。

一昨日、私は、新潟の中越地震の現地に行つてまいりました。現地の様子というのは、テレビなどでも報道されていますけれど、皆さんごらんいただいたかと思いますが、いわゆる救助であるとか避難という段階から、これから復興支援へ徐々に全体として向かっていくということを

感じております。

そこで、これから重要になってまいりますのは特に財政的な支援でございまして、そのことについて改めて中川大臣のお考えを聞きたいというふうに思っています。各委員会でもそれれ補正予算について我々聞いておるんですが、その大臣の中では、実は一番前向きに答弁していただいているのは中川大臣でございまして、十月二十七日ですか、経済産業委員会でも私どもの海江田委員に対して前向きにやりたいという御答弁がございました。

実は、財政的な支援が今求められているのは中越地震だけではないんですけど、私の地元の静岡県なんか、台風二十二号、二十三号で大きな被害を受けました。そのときに、例えばごみの処理であるとか救援支援であるとか被災者支援であるとか、そういうものを一つ一つ役所の側というところと話をしたときに一つ必ず問題になるのは、これが基準に該当するかどうかという、基準が確かにこれはラインとしてあるんですね。これは当然だと思ひます。ただ、もう一つ必ず直接的にはおっしゃらないまでも出てくるのが、実は予算の制約というものでございまして、それが制約要因になって、行政というのは当然さじかばんというものがありますので、そこでなかなか予算の支援ができないというふうなことがもう現実に私は出てきているというふうな思っています。

補正予算について、今国会でできるものであればそれにこしたことはない、そういう答弁をいただいているんですが、どうでしょうか、大臣、もう少し前向きに内閣の中でぜひこれに働きかけていただけないですか。現場で補助金であるとかいろんな支援などを扱っている役場のそれぞれの担当の方からすると、予算の制約があるのか、それとももう既についているのかで、これは私は大きく違うというのを実感しています。ぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 ことしは、台風そして強風、大雨、そして新潟中越地方では、きのうもまたお一

人亡くなられたということ、まだ災害が現在続いているというふうに私も思っております。

そういう中で、一刻も早い地震からの、今まさにまだ余震というには大きい地震が続発しているわけでありまして、それから、例の天然ダムというのですか、その危険性もあるわけでありまして、そしてまた、経済産業省の所管といたしましては、いわゆるライフライン、ガス、電気、道路もまだまだ復旧していません。それから、物資の提供あるいは中小企業等企業の復興対策、やれるものを万全を期してやっております。

委員の御指摘の例えば激甚災害も、きょうの閣議でやっと台風十八号の激甚災害指定が行われたということ、これも時間がかかっているわけでありまして、それと財政的な措置、予算ということでもあります。

以前も申し上げましたが、復旧のためにできるだけ早く万全の対策をとるといふのは、これはもう財政当局、財務省であっても同じ考えだろうというふうに思っております。特に、あの地域は豪雪寒冷地帯でございますから、冬に向けて、生活活動、経済活動、大変だと思えます。私のところも寒冷地帯でございますので、不自由な生活については実感としてわかるわけでありまして、また、私のところは十勝沖地震の頻発地帯でもございますので、一月に大地震に襲われたことも私自身体験をしております。

ですから、政府としては、例えば、地方管轄の国道を国直轄で復旧するとか、あるいは天然ダムの危険防止対策を国が直轄でやるとか、それから概算払いでもってやれるものはどんどんやっていっていいですよというようにも言っておりますが、補正予算についてできるだけ早く、たまたま今、国会中でありまして、今、財務大臣は補正予算を組みますと。組みますと言ふこと自体、災害であるがゆえの財務大臣の御判断だろうと思えますけれども、通常国会のできるだけ早い時期にというふうに財務大臣はおっしゃっておりますが、私としては、作業に時間がかかるという

ことは、私どものところの災害の対策を見ている時間がかかることはわかるわけでありまして、それはそれとして、できるだけ早く作業を進めていただいて、そして予算としてできるだけ早く国会に提出をして御審議をいただいて、成立がされて施行されるということをも多分被災地の皆さん方も切望しているだろう、そしてまた国としてもそれが役割だろうと私は思っておりますので、できることならできるだけ早くということをお願いしているわけでありまして、事務的な作業、あるいはまたいろいろな要件、ルール、法律等々あると思いますから、それをできるだけ早くやってもらいたい。

おまえの気持ちはどうなんだということだったので、来年の通常国会冒頭なんということではなくて、できることならできるだけ早く国会での御了解をいただいた対策をとっていきいたいという私の希望といましようか、率直な気持ちを申し上げていこうとさせていただきます。

○細野委員 財務大臣が、財務的な、財政規律という観点から、とにかくもう予算で措置できなくなったらそのときは補正だというのは、これはわからないではないんですね。

ただ、ここはやはり政治の場所でございますし、中川大臣は内閣の中でも政治的な決断力があればいいなと思いますので、補正予算というのは臨時で何か起こったときに組むのが補正予算であって、今までの組み方がおかしいので、こういうときこそやはり補正予算なんですよ。ですから、ぜひこれは前向きに内閣の中で働きかけていただきたいということを、前向きに御答弁いただきたいので信頼をしておりますが、お願いをしたいというふうに思います。

次に、海洋権益について二、三質問をしたいと思います。

これも同じく、二十七日のこの経済産業委員会の中で、中川大臣から日中の係争水域について御発言がございました。今まで日本の主張というのは、二百海里の線はあるんだけれども中間線から

こっち側が一つの日本としてはエリアなんだというニュアンスに私は受け取っておったのが、経済産業大臣がおっしゃるには、係争水域というのは日本から二百海里、つまり中間線から西側に向けての部分も含めて、これが係争水域なんだというお話をされました。そこを再確認したい。

もう一つ、その中間線から西側、二百海里の部分、そこでも既に中国側はかなりの開発をしている、これはもう周知の事実であります。そうしますと、係争中の水域においてそういう活動をしているという意味においては、まさに海洋法七十四条、八十三条に違反した行為である、海洋法違反であるということ、これはとりもなおさずあらわすと思うんですが、この見解について改めて確認をしたいと思えます。

○中川國務大臣 私前回、当委員会一般質疑で御答弁を申し上げたのは、そういう御趣旨でございます。

日本が二百海里の中間線で主張しているというか認定しているラインというのは、前にも申し上げましたが、本来、日本から二百海里が排他的経済水域だということ、これがまず第一原則であって、他方、中国からも引くと当然重なり合うので、その重なり合った水域をお互いに半分ずつしましうということ、これは中国の海洋法条約に基づく主張を配慮して中間線にしているんだという前提でございます。

他方、中国は、日本の二百海里というものを、自分たちは、自分の大陸から二百海里を黙って引いて、そして大陸棚を自然延長していくと沖繩のすぐ手前の沖繩トラフのところまで行くんだから、そもそも中間線を認めない、つまり日本の主張を認めない、ある意味では日本の物理的な存在というものを認めない。それじゃ話にならないでしょう。

したがって、中国側が、この前、二十五日の会議でも、では、日本側が文句をつけている中間線

と我々の権利である沖繩トラフの間を係争水域にしようという先方が言うものですから、いやいや、係争水域というのであれば、日本の主張している二百海里までのところが係争水域ですよということ、十月二十五日、蔽中アジア局長、我が省の小平エネ庁長官から主張したわけでありまして。

したがって、係争水域があるとするならば、日本としては二百海里まで、あるいは向こう側は沖繩トラフまで、こういうことになるわけでありまして。

他方、海洋法条約の七十四条、八十三条では、お互いに意見が違ふときにはとにかく最後まで話し合いなさいというとてもいい規定なんですけれども、では、話し合っただうなんだというところが全然書いていないというのがちよつとこの条約の、我々としてはその先のルールが書いていないということになるわけでありまして、今おっしゃられたように、では、西側についてはどうなんだという、中国は、他方、認めていないけれども日本側の中間線に配慮して前に出ていないんだ、こういう主張なんですね。したがって、春曉も前に出ていないんだ、あくまでも、日本が勝手に主張しているとはいへ、中間線の内側でやっているんだから日本には関係ないでしょうと。あるいは、私も言っております、丸々日本側にあるところに鉾区を設定したという情報がありますけれども、これもどうなんだと言ったら、いや、そんなところで作業はしていません、したがって、認めていないけれども日本の中間線の中では作業をしております、こういう主張であります。

だから、万が一、係争区域の議論は議論として、現実には日本の中間線の中で先方が資源開発なり資源探索なりをしているということがはっきりとわかれば、だから、そうじゃなければ情報をくれというのを言っているんですけども情報もくれないわけでありまして、そういうことではないという前提であれば、とりあえず向こう側のいろいろ

な平湖等の海洋開発についても、日本としては、七十四条、八十三条の係争水域だから話し合いをしましょう以前の問題として、日本側でもやっているとしないんだから係争水域にはならないでしようという実際の行動と同じレベルとして、今の段階では、向こう側でやっているものについては問題にするレベルになっていない。

これが、それでいいんだということでは決してございませんけれども、向こう側が日本の側でやっていないと言っている以上は、日本も向こう側について何らかの行動を起こすということには現段階ではなっていないというふうに理解をしております。

○細野委員 再確認、しつこいようで恐縮なんです、中川大臣は、中間線から西側の海域において、中国が春曉等の開発をしていることに関しては海洋法違反だという認識を持っておられるということではないですか。海洋法違反かどうか、中国の行為についてお答えください。

○中川国務大臣 日本が主張しているのは中間線ですから、中間線の向こう側で何をしようとお御自由です。しかし、向こう側が日本の中間線より内側で権利を主張し、そして実際に何らかの行動を起こすのであれば、これは日本としても、日本の主張が崩れるわけでありまして、係争水域になりますね。

その場合の係争水域というのは、向こうは中間線から沖繩トラフだと言っておりますけれども、そうじゃなくて、向こうが沖繩トラフと言うのであれば、日本は日本の主張する中間線、これはもう実は上海のぎりぎりまで行っちゃうんですけれども、そこまでが係争水域になりますというふうには私は頭の整理をしております。

○細野委員 今の中川大臣の頭の整理によると、係争水域の中において開発をしている中国の行為は、これは海洋法違反で、やめてくれと言わなにかねですね。中間線を、日本側だけではなくて向こう側も係争区域なのであれば、まさにこの七十四条と八十三条に基づいて、その開発を、春曉

を初め開発しているところをたんストップしてくれとこれは言わないかぬですよ。

そこで問題になるのは外務省の姿勢でございますが、先月二十五日、この協議が行われているんですが、私の知るところで、外務省が、係争水域が二百海里同士のこの西側にも広がっているんだということをもとに初めて交渉したのが今回ではないかという印象を私は持っています。それは、違えば違うで結構なんです、おっしゃっていただければ結構なんです。

では、これが係争区域だということをおっしゃるのであれば、海洋法に基づいて、中国の行為が海洋法違反であるということ、まず一つ。その上で、中間線より向こう側の係争区域においても開発はストップしてくれ、これはきちっとおっしゃったのかどうか、そこまで言わないと整合性のある議論にならないんですね。これは、外務副大臣にお答えいただきたいと思っています。

○達沢副大臣 二十五日に開催されました東シナ海に関する日中協議についてでありますけれども、我が国は、境界の画定を考えるべき水域は両国の二百海里までの水域が重なり合う部分である、したがって、そのような水域において衡平な解決を達成するための境界画定は中間線によるべきであるという考え方を改めて示したわけであり

ます。これに対して、中国側は、係争水域については、中間線以東から沖繩トラフの間の水域であるという従来からの主張を繰り返して、大陸棚に関する自然延長論をさらに展開したわけでありまして、日本が主張するいわゆる中間線による境界画定は認められないということを改めて表明したというふうな承知をいたしております。

我が国の考え方としては、いわゆる中間線、この考え方は、関連規定、国際判例、リビア、マルタの例、その他幾つかあるわけでありまして、けれども、そういった例、また学説等を踏まえれば、中間線をもとに画定すべきであるという主張に自信を持っています。

では、日本が主張する中間線の西側、東側、つまり、西側は中国側、東側は日本側ということになるわけでございますけれども、もちろん、日本が中間線を主張している以上、仮にその中間線の東側、日本側で中国が何かをするということになれば、これは黙っていられないという立場に立つわけでございます。〔細野委員「西側も」と呼ぶ〕西側につきましても、旧来から申し上げておられるわけですが、平湖油田、これは中間線から西側に存在している、中間線から少し距離がある西側というのが物理的事実ということでございます。

日本は中間線を主張しているわけでありまして、その主張にのっとって答弁をさせていたのだとすれば、中間線の仮に東側において、我が国の主権的権利その他の権利を行使する立場が日本側にあるわけでありまして、そこに抵触をすれば発言をしなくてはならないわけでありまして、けれども、西側について中国側が行う調査あるいは開発、それは日本は中間線を主張している以上、とりわけ日本の立場に影響を与えるものではないというふうな整理をいたしております。

○細野委員 今、明らかに経済産業大臣と外務省の答弁が違っていますね。七十四条の中で係争水域に当たるわけですね。係争水域において、具体的に井戸を掘っているわけですね。「最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。」これの規定に中国は反していないと。外務省、それで本当にいいんですか。係争水域と言っている意味がないですよ。これは条約の解釈なので、外務省にちよつとも一度お答えいただきたいと思っています。反していないというところでよろしいんですか、中間線から西側ですね。

○達沢副大臣 春曉の開発につきましては、大変な問題意識を持っております。それは、つまり中間線に隣接をしている地域でありまして、中川大臣初め我が国の責任ある立場の方々も、中間線を地下構造においてまたがって

いる危険性、可能性、そのことが蓋然的には十分受け取れる、こういうことであります。したがって、十分な調査結果を示さないということをたび重ねて中国側に申し上げてきているわけでありまして、残念ながら、それが実現をしていないという状況が続いているわけでありまして。

○細野委員 短目をお願いいたします。

○中川国務大臣 短く申し上げますが、要するに、事の発端は、東シナ海、特に春曉がここ一年ぐらい大きな問題になりましたが、やはり境界画定をしないこの問題がはつきりしない。春曉というのは、今副大臣おっしゃったように、どうも我々の判断、状況、いろいろな証拠を見ると日本の中に入っている、したがって、排他的権利を侵害している、だからきちつとデータをよこさない、こう言い続けているわけですが、この議論はひよつとすると向こう側の理屈に乗った議論になりかねやういんです。

日本の中間線は認めていない、沖繩トラフまで、でも、おれたちは中間線は越えていないんだから文句はないだろうというのが向こうの理屈なんです。いや、春曉は違ふよ、こういう話で、そして、いや、日本は沖繩トラフを認めないよと言ったら、では、係争水域はトラフと中間線の間なんだと向こうが言うから、いやいや、係争水域を言うのであれば、トラフから日本の二百海里までだと。こういう議論になりますから、段階が違ふわけで、今は、中間線を日本が主張し、中間線の内側に入ってきていない以上は、日本としても、向こう側で何をしよう、今外務副大臣が言うように、中間線の向こう側、つまり日本の主張の向こう側だから文句言う必要ありませんね。

万が一入ってきたら、我々としてはこれは大問題にします。それは、向こう側は、いやいや、中間線は認めていないんだ、でも入ってきていないから文句ないでしよう、こういう理屈で、若干やりとりが、次の段階の話と今我々が問題にしている話と区別して考えないと、まさに中国側の主張に乗ってしまいますので、その辺、御理解いただ

きたいと思ひます。

○細野委員 何か日本と中国の交渉を見ていると、私の例えがいいかどうかは別にして、ちょっと聞いていただきたいのですが、子供二人が何かお菓子の取り合いをしていて、お菓子が十個ある、中国は、十個全部よこせと言っているわけですね。日本は、半分半分がいいかなと思つて、五個だけくれと言つたら、いや五個もやるかと言われて、二個も三個もまたとられて、今、その五個がとれるかとならないか、これはぎりぎりの線に來ている、そんな状況に私には見えるんですね。日本として主張すべきところはきちつと主張する、そういう意味において、係争水域がこの中間線全体なんだということを言つたのは、私は大きな意味があると思ひます。それに基づいて外務省がきちつと整合性のある主張をしていただければ、これからの日本の交渉というのは変わってくるはずなんです。

ちよつとつこいようなんですけれども確認したいんですが、係争水域と言っているのは、海洋法の七十四条上の係争水域、争っている水域という理解でいいんですね、外務副大臣。よろしいわけですね。(達沢副大臣「はい」と呼ぶ)では、その係争水域の中において中国が井戸を掘つたのは、ここに言う「最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。」行為に違反をしていると本当に思わないんですか。係争水域で開発しているんですよ、解決を危うくしていませんか。

これは解釈をきちつと、大臣言われるとおり、今までの中間線の議論なら向こう側でやっているということではないという話なんです。ただ、中間線ではなく係争水域を両サイドに広げるのであれば、そこでやった行為に関してもこれは違反なんだという主張をきちつとしないと、整合性がないんですよ。

達沢副大臣にちよつとお答えいただきたいんですが、七十四条の係争水域が中間線を越えて西側に広がるのであれば、その行為も含めて問題に

する、そういう必要性は本当にないのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○達沢副大臣 あくまで我が国といたしましては、国連海洋法条約七十四条また八十三条のつとめて、そして関連の規定、また幾つかの判例が示されている経緯もございまして、また学説もある、そういうものを総合的に判断して、いわゆる平衡に解決をする。そういうことからすれば、やはり中間線だ、その主張に自信を持って今までもやつてまいりましたし、これからもその主張を徹底的に展開するわけでありまして。

しかし、先ほど中川経産大臣がおっしゃられたように、中国はもうそれを絶対認めない、話にならないんだ、あくまで沖繩トラフだということを言えばその前提は崩れてしまふといへば、確かにそれはそのとおりであります。しかし、我が国の主張はやはり平衡な解決、それは中間線、そういう立場に立つて今までもやつてきたし、これからもやつていく。そして成果を出していかななくてはならないというふうな考えでいるわけでありまして、そういう意味では、中間線の東側に中国が何か具体的な調査を行う、あるいはまた仮に開発等ということがあれば、明らかにこれは国連海洋法条約違反、つまり、中間線を主張している日本の立場からすればそのことは明らかに違つてくるというところを改めて申し上げておきたいと思ひます。

○細野委員 やはり交渉というのは条件を同じにしないとかなかなかうまくいかないと思ふんですね。日本の場合は、例えば海上保安庁の行動も中間線まで、海洋調査も中間線より向こうへは行つていません。それと比較をすると、中国側はもう井戸を中間線より西側で掘っている上に、東側にもさまざまな調査をしているわけですね。ですから、整合性のある議論をするのであれば、中間線より西側に向かつて日本は何らかのアクションを起こすか、もしくは、そこがもう実際に掘られて手につけられないのであれば、東側で試掘をするか、どつちかなんです。少なくともどつち

かのアクションをとらない限り、交渉が平等な条件でなされない。この部分に関してはまずアクションが求められると私は思ひます。経済産業大臣にお伺ひします。

○中川経産大臣 私もおっしゃるとおりだと思ひます。したがひまして、ですから、中国の理屈のとおりと言つて、現在日本は、御承知のとおり、中間線の内側で資源探査、物理探査をやっておりますし、数十年前から民間企業が鉦区設定の申請をしております。中国側の主張が本気であれば、それについて文句を言うべきなんです。おれたちの排他的大陸棚及び経済水域だろうと。おれたちは沖繩トラフまで持つてゐるのに、日本が資源探査をやつたり鉦区設定をするのは中国の権利を侵害しているだろうと文句をつけるべきなのに、つけていない。そして、現実には、向こうの主張に認めていないけれども、入つてきていないだろう、だから文句はないだろうと。これが向こうの理屈なんです。言つてゐるんですが、私は、若干おかしいんだらうと。矛盾しているというか、私には理解できないことを向こうは言つてゐるわけでありまして。

したがひまして、特にこの春暁という日本にまたがつてゐるという蓋然性が高いものについて話つきりするためにも、おつしやつたように交渉ですから、スタートラインを同じにしなければいけませんから、七月から物理探査もやつておりますし、鉦区設定がもう三、四十年間ほつたらかしにされてゐる状況ですから、そういうことも頭に入れているいろいろなことをこれからやつかないかなければ日本の国益は損なわれてしまふというふうな考へておりますので、今後、いろいろな判断がこれから必要になつてくると思ひます。(発言する者あり)

○細野委員 今いろいろな声がこつちからも上がつてゐますが、やはり今までにこたわることは必ずしも私はいい結果をもたらさないと思ひます。中間線の主張にこたわつて結局押されてきた

という現実もそうですし、事前通告制度自体もそうだと思うんですね。ですから、もうきょうはEPAの話があるのでこれぐらいにしますけれども、ぜひ外務省の方には、今までの主張とこれからの主張というのがある部分で分けて考へて、ではこれから日本としてはどういう主張をしていってどういうアクションを起こすのかということ、を、立派な大臣もいらつしやるので、相談をしながら決めていただきたいというふうな思ひます。

それでは、こればかりをやつてゐるとちよつと皆さんに怒られてしまふので、EPAの議論に入りたいと思ひます。

メキシコとのEPAですが、先ほど経済産業大臣の方からは、なぜ日本とメキシコで結んだのかということについて、非常に熱意を持つた、そういう御説明がございました。外務省の方も何度そのことについて説明をしていただいてはいるんですが、ちよつと私の中でまだ頭が整理できていないんですね。なぜ日本が、いろいろな国がある中でメキシコとEPAを結んだのか、メキシコと関係を結んだのかということについて、簡潔に外務省の見解を副大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○達沢副大臣 外務省の見解をとつてあります。これはもう政府全体の見解であり判断というふうな御理解をぜひいただきたいと思ひます。中川大臣を初め関係閣僚から累次お話を申し上げてゐるとおりでありまして、メキシコは、御承知のようにGDP第十位、大きな経済を有する国でありまして、私も大変勉強でございましたが、その経済規模はASEAN十カ国の規模にほぼ匹敵をする。ああ、そんなにメキシコというのは大きな国だったのかと改めて認識をいたしましたわけでありまして、そのメキシコとEPAを結ぶということが我が国の国益に十二分に資するということ、これは簡単に御理解がいただけるというふうな思ひますし、メキシコはNAFTA、そしてEUとの協定、また中南米諸国を初め多くの国と経済

連携協定を持つてゐるわけであります。米州市場等々を念頭に大きな橋頭堡を築くことができるという点も、大変大きなメリットというふうに申し上げたいと思います。

そして、恐らくこの委員会でもさんざん議論をいただいたと思いますけれども、ここ五年あるいは十年、日本からメキシコへの輸出が目に見えて減少してきた、そういう事実がございます。その背景には、NAFTAの存在、そしてメキシコが幾つかの国とEPA等々を結んできた。つまり、日本が本来得ることのできるメリットが、目に見える形で失われてきたということに十二分に着目をしてまいったわけでございます。日本企業は、さまざまな面で、メキシコがEPA、FTAを結んでいる欧米企業等に比べて、明らかに競争上不利な立場に置かれてきた、それを何とかして解消していかなければならない、それもメキシコとEPAを結んだ大きな理由の一つであるということも改めて申し上げておきたいと思ひます。

○細野委員 主に三点御説明いただいたのかなというふうに思ひます。最後の点、企業の中から、メキシコと結んでほしい、今、日本が簡単に言うて損をしているので、ちゃんとその枠組みに入つて貿易をさせてくれ、取引をさせてくれという要望が多かつた部分についてはよくわかります。

ただ、前の二つ、例えば経済規模が大きいというところでいえば、中国という巨大な市場もあり、例えばアメリカ自身なんというのは世界最大の市場でもあるわけですね。そういう国々との関係はどう考えるのか。また、いろいろな答弁の中で、米州市場への橋げたという表現がありますが、確かにNAFTAというのは大きな市場ではあるけれども、例えばEU、それも市場統合しているわけですね。では、その橋げたは本当に要らないのか。

これからこのFTAを考えると、例えばEUとのFTAというのはどう考えるのか、米州市場の本体ともいへばアメリカとのFTAをどう

考えるのか。中国とは既にいろいろ連携を始めていようですが、この辺の展望、これは非常に難しい判断だと思ふんですが、見解をお伺ひしたいと思ひます。

○達沢副大臣 恐らく、今、世界にはさまざまな形のEPAあるいはFTAが二百ばかり存在をしている、あるいはできたという状況であります。日本は、シンガポール、そしてこのたびのメキシコ、EPAの世界では後発組と言つてもいいかもしれません。そして現状は、御承知のように、タイ、マレーシア、フィリピン等々、あるいは韓国もそうでありまして、協議を進めているという状況で、これは、いわゆる東アジア経済圏、アジア・コミュニティ、そのことを念頭に置いたFTA交渉、そして、ASEAN全体ともその交渉はいずれ視野に入つてくるということも申し上げておきたいと思ひます。

さあ、そこで、では、世界第一位の経済大国アメリカとやたらどうだ、あるいは、アメリカの経済規模に匹敵する、あるいは場合によつてはそれ以上大くなるでしょうか、EUと直接やればどうか、そういった議論も確かにあるのは承知をいたしております。

ただ、日米を考えてみますと、アメリカは世界第一位の経済大国、そして日本は第二位。恐らく、その経済規模を合算いたしますと、世界全体のGDPの約四五、六%ぐらいになつてくるんではないか。あるいは、EUも入れれば、本当に七割あるいは八割以上、こういう規模になつてくる。では、WTOとのいわゆる整合性というものは一体どういうふうに考えるのか。

あるいは、日米が仮にそういうことを結んだとして、その他の地域あるいは途上国との関係、そういうものを総合的に考えるバランス感覚というものはやはり必要であらうかと思ひます。また、日米間の経済の活性化、あるいは共通の利益をいかに拡大していくか、確保していくか、さまざまなチャネルが既にワークをしている。とりわけ農業の問題を念頭に置けば、必ずしも易しい

という問題ではないという現実にも着目をする必要があるかというふうに思ひます。

シンガポールでまず経験を積み、そして農林水産の難しい問題を抱えるメキシコとの間で、私は、ちよつと実感を申し上げさせていただくとすれば、よくこれができ上がったという思いを持つわけでありまして、大変貴重な経験をこの交渉の過程においても我が国は得ることができた、それをさらに第三弾、四弾に生かしてまいりたい、そのように承知をしております。

○細野委員 達沢副大臣がおっしゃるとおり、日米また日・EUでFTAを結べば、実質的にWTOというのは空洞化して、果たしてそんなものが必要なのかという議論にもなりかねないので、そこは私も懸念をします。

ただ、シンガポールと結んで、メキシコと結んで、ここまでは一番結びやすいところ、そしてビジネス上の要請の大きいところ、この二つはある程度、それなりに整合性のある議論ができたんだらうと思ふんですね。ただ、これから、では、WTOで何をやるのか、FTAはどこと結ぶのか、どういう基準でFTAの締結国を選んでいくのか、ということについては、そろそろ日本としての方向性を出した方が、基準を出した方がいいと思ふんですね。

その考え方をぜひ外務副大臣の方から、どういうことを目的に、何を基準にFTAの締結国、EPAの締結国を選ぶのかということを御答弁いただきたいと思ひます。

○達沢副大臣 細野先生に御指摘をいただいた点は、まことに重要な、大切な点であると思ひます。つまり、どういう理念あるいは考え方、将来構想、ビジョンを持つてFTA、EPAを考え、推進をしていくのか、国策上大変重要な課題であるというふうに私も認識をいたしております。

そこで、では、これからどういう考え方が大切なのかということですが、先ほど申し上げましたように、今、タイでありますとかフィリピン、マレーシア等々とFTA、EPAをぜひ結ば

う。FTAという関税に着眼をした狭い範囲というよりも、もつと質的に、投資も観光も人の移動も、あるいは教育も、そういう包括的な、総合的な質の高い経済連携というものが、少し時間はかかるけれどもやはり意味がある。また、お互いのウィン・ウィンの関係をより大きく拡大ができる、確保できる、そういう意味では、少し時間がかかっても、手間がかかっても、包括的なEPA、これを推進する必要があるのではないかと、私はそういう立場に立つてゐるわけであります。

東アジア諸国との経済連携、このアジアのコミュニティ、とりわけ東アジアの経済コミュニティを確立していく。しかし、これはNAFTAに対抗する、あるいはEUに対抗する閉鎖的なものであつてはならない。やはりそこは透明性が求められる、質の高いFTAが東アジアで縦横無尽に結ばれる、そして、それが全体としてアジアの所得の向上やあるいは技術力を増していく、そういうことに資する。それに日本は、やはりアジアの一員として、またアジアのリーダー国として、ある種のリーダーシップを発揮する。そのことを前提に、去年の年末、いわゆるASEAN特別首脳会合というのを東京で開きました。ASEANの首脳が全員域外で集まつたのは、恐らく初めての経験であつたと思ひますが、そういうことを念頭に置きながら、アジアを大切にしていって、アジアを念頭に置いたEPAを積極的に推進してまいりたいと思ひますので、ぜひ御理解と御支援を賜りますようお願いも申し上げます。

○細野委員 時間もちよつと少なくなつてきたものですから、私の考え方を簡単に申し上げますと、FTAとEPAというのはやはり違うものだと認識した方がいいと思ふんですね。アジアというのは、確かに一つのキーワードだと思ひます。そのときに大切なことは、日本はいろいろな制度、すぐれた制度を持つてゐるわけですね。今回、独禁法も改正をしますが、競争政策なんかもこれからより先進的なものにしていき

たいと思っていますし、いろいろな標準化政策というものでいえば、日本のJISなんか結構すぐれた制度だと思うんですね。検疫であるとか原産地表示みたいなものも割としっかりやっております。こういうものも含めて、日本の制度を海外にきちと伝えることができる、ハーモナイズするのには、日本の制度を前向きに出すことができる分野においては、大いにこのEPAというのは可能性があるとこのように私は思うんですね。

これをまず一つの基準にして、もう一つは、今、逢沢副大臣がおっしゃったとおり、WTO全体に資する形でこのEPAというのを結んでいただきたいな、そんなふうな思っておりますので、見解をお伺いしてよかつたなというふうに思っています。

時間があと十分ほどでございますので、ちょっと気になることを一つ確認をしたいと思っています。これも、済みません、外務副大臣になって恐縮なんですが、メキシコの原産地証明、これが条約上の義務になっているんですが、一番私どもが懸念をしておりますのは、第三国からの迂回輸入のようなものが入ってこないかということを一層懸念をしております。

原産地証明はメキシコ政府が出すと聞いています。ただ、原産地証明というのは数が結構多くて、日墨だけでも数万件あるそうですね。これを、本当にメキシコはきちつと原産地証明をとってくれるのかどうか、迂回輸入がされないのかどうかという点について、外務省としては自信を持ってこれは大丈夫ということをおっしゃるか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

○逢沢副大臣 原産地証明をきちんと確保する、そしてその実行体制を確認する、非常に大事なことであると思います。

今、細野先生御指摘のように、メキシコ国内の原産地証明書の発給におきましては、これはメキシコの経済省が実施をするという取り決めにさせていただきます。御承知のように、メキシコはこれまで複数の国々と自由貿易協定を締結し

てまいりました。これらの締結の実施のために、御指摘の原産地証明書の発給手続を整備してきた実績をメキシコ政府当局は持っております。メキシコ国内の原産地証明書の発給の方法につきましても、原産地証明書が円滑に発給されるよう、現在、所要の国内手続等の整備をメキシコ側として鋭意進めておられるというふうに理解をいたしております。

確かに、いろいろな、例えば迂回輸入の可能性心配、そういうものも指摘がされているわけでありまして、けれども、例えば、メキシコの原産地証明書に疑問、疑義がある場合、メキシコの政府や輸出者、生産者に情報提供を求めたり、我が国の、日本の税関当局がメキシコ生産施設の確認に立ち会う等、比較の上におきましても、シンガポールとの間でさきに結びましたEPAの原産地証明確認よりもさらに厳格な、しっかりとした二国間約束をさせていただいているということもあわせて御報告申し上げます。

○細野委員 今副大臣がおっしゃったのは四十四条の(c)で、疑いがある場合はメキシコまで行って調べられるという規定が確にあるんですね。ただ、そんなことは今まで日本は一回もやったことが恐らくないと思うんですね。これは本当に税関ができますか。そういう体制が整えられているのかどうか、これは確認をしたいと思いますが、政府委員で結構ですが、副大臣が答えていただけるのであれば。

○保坂副大臣 実務的なことですので、私どもの方からお答えいたします。

お話しのとおり、四十四条二項で、疑義があった場合は、NAFTAの場合は相手国の輸出業者、そこへ直接税関が行くようになっておりますが、私どもの方の規定は、まずは政府が相手方に情報提供を求める、その次のステップとして、それが事実かどうかを今度は相手の業者に確かめる、そして、その次のスリーステップとして、相手の、我々のカウンターパートと一緒に立ち会って入っていく、こういうような仕組みに

なっておりますので、協議の事項、そこまで至らないということだと思っております。完全に政府の担保に近い形でこれらの問題が起きないようなシステムになっていると考えております。

○細野委員 確かに、条約などで相手を信頼するというのは前提なんですけれども、食の安全に関しては私は性善説に立つちやいかぬと思いますよ。

例えば、私が懸念をしていますのは、これは太いのを私なりに一生懸命読んでみたんですが、例えば原産地というのは難しいんですね。例えば、うちの地元なんかはウナギの産地なんです、実はずつとウナギを育てているわけじゃなくて、稚魚は中国で育てて、それを稚魚のままどんぶらこどんぶらこと運んできて、日本に送つてきて、三島で育てれば、三島の水がきれいなんで三島産ということになっているんですが、これは原産地証明はどうなんだという問題があるんですね。

具体的に、今回のEPAでも、例えば種は海外から入ってきて、そして国内で植える場合は原産地で、メキシコでいいと。そこまでは何となくわかるんですが、例えば苗を日本に持つてきて育てて日本に輸出した場合に、これも原産地でいいという形になっているんですね。それも含めて相対これは問題がある。

税関として、これは農水省のマターだそうなんですが、そこまできちつとチェックをする体制をぜひ整えていただきたい、性善説に立たずに、これをぜひお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○保坂副大臣 細かいことは農水の方からお答えいただきますが、お話しのとおりでございます。

農産品、非常に難しいところがある。しかし、比率等につきましては、農産品はなかなか、確かに、我々が食べているマグロがボストン沖かメキシコ湾かわからないのと同じでございます。なかなか迂回で来た場合はわかりにくい。

うに、現実には税関が相手の国の業者のところへ行つて確認するというようなシステムになっていきますから、そこまでやりますと、例えば日本のメーカーなどは、入つてこれらたら、えらい迷惑で、スパイ行為と疑われることがあるわけですから、お互いにそこは協定をしながらやっていく。省令に近い直接的な協定を今検討しているところでございます。

○細野委員 私は、その分野は国際的な枠組みをつくつた方がいいと思います。どういふものが原産地としてきちつとした形で認められるのか。それをぜひ、これから多分EPAを結ぶときはこういう原産地証明を求めるんでしょうから、それは一つ一つ積み重ねていくとして、そういう国際的な枠組みをぜひつくることに経済産業大臣としても交渉の前提に立つていただきたいと思ひますし、特に外務省にそのことをお願いして、私ども、これは賛成でございますので、今後の取り組みとしてお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○河上委員長 次に、高山智司君。

○高山委員 民主党の高山でございます。

きょうは、私、民主党でも今三人目の質問者ということで、結構大きい話は皆さんされましたので、細部に神は宿るといいますか、結構細かいことを聞いていきたいと思ひます。ですけれども、大臣、細かいことを詰めることがやはりこういう交渉事では大事だと思いますので、その観点からお願ひいたします。

まず、今回の日・メキシコの前に、メキシコは、随分いろいろな国とFTA交渉をしているみたいですが、大体どのぐらいの国と交渉していますか。これは担当の方で結構ですが、FTAをどれぐらい結んでいるか。

○北村政府参考人 お答えいたします。国の数でいいますと四十二カ国になろうかと思ひます。もちろん、EUという大きな地域とやっておりますので、そういうふうに数えると別の数

え方があるかもしれませんけれども、結んでいる国の数という事でいえば、メキシコが世界で一、二位を争うFTA大国でございます。

○高山委員 メキシコはFTA大国だということですが、メキシコがFTAを結んでいる大きなところである例えはNAFTAあるいはEU、こういったところでの原産地証明のやり方、ルールというのは一体どういうふうになっているのか。NAFTAの場合はどうだ、EUの場合はどうだということをお教えください。

○保坂副大臣 先ほどお答えいたしました、NAFTAとEUそれから日本の場合、日本は、どちらかというとEUに近い形で、政府間がまず前面に出るということになっていますが、NAFTAの場合は、完全に業者と相手の国の税関が直接やるような形になっております。アメリカは、そういう形で、できるだけ民民の形を尊重するという形をとつてまいりましたが、私どもの方いたしましたしは、メキシコとの経済連携協定にしましては、完全に政府と政府の間に入って、そして、税関が立ち会いながら、疑義についても極力少なくしていく、友好の上に、信義の上に基くお互いの特産品の交流から発展的に経済関係を樹立していく、こういう方向でございます。

○高山委員 それでは、原産地証明はこうだというふうに一応決めてはおりますけれども、これは必ず、初めはここに握手をして、フォックス大統領と小泉さんが握手をしてよかったよといったとか、日本からも輸出がふえていいとかいうことですけれども、必ず、トラブルになったときには、どういふふうに解決するのか。また、その原産地証明でメード・イン・ジャパンと書いてあるけれども本当は違う国なんじゃないかと、これは当然疑問になると思うんですけども、その紛争の解決方法というのは、それぞれNAFTAであったりEUだったり、メキシコが結んでいる相手とはどういふことで結ばれているんでしょうか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

それぞれの自由貿易協定では、協定に関して紛争が起きた場合の手続を定めております。いろいろなパターンがございますけれども、NAFTAの例を申し上げますと、まず、相手国に対して二国間の協議を要請いたします。その協議で解決できないということになった場合には、NAFTAの三カ国、すなわちアメリカ、カナダ、メキシコの三カ国の閣僚によって構成される自由貿易委員会という名前がついておりますけれども、この委員会による調停を行います。この調停でも解決できないという場合には、最後に五人の法律の専門家によるパネルを設置いたしましてこの裁定を仰ぐ。そういう意味では、協議、調停、パネルによる裁定という三段階の紛争解決手続を予定しているところでございます。

EUにつきましては、EUは御案内のように大変幅広い共同体でございますので、EUの中でのさまざまな取り決めに關する紛争につきましては、基本的には欧州裁判所による司法手続によって解決をするというのが基本でございます。

AFTAにつきましては、基本的には、今申し上げたような、まずは二国間の協議、それで解決できない場合には調停、和解、さらに解決できない場合には専門家によるパネルによる裁定といったことが規定されております。

今回のメキシコと我が国の協定に關しましても基本的には同じような仕掛けでございます。まずは二国間の協議を要請する、これで解決できない場合には、この両国間とさらに第三国から選出する三名の仲裁人で構成する仲裁裁判所を設置いたしまして、そこで裁定をするという仕掛けになってございます。

○高山委員 今、紛争解決の方法を聞いたんですけども、これはちょっと一疑問なのは、先ほども出ていますけれども、WTOとFTAが今随分いろいろな国で結んでいますね。その重畳適用関係といえますか、WTOの審判手続が優先するのか、それともFTAの今の審判手続が優先するのか。これは、WTOというのは、何という

か、裁判手続で物事を決めていくという非常に画期的なものですから、これはどっちが優先するの。あるいは、このFTAで、今、裁判所といいますか仲裁所で決めたことで全く拘束されなかった場合、さらにWTOに提訴していいの、こういう問題が起きると思うんですけども、ちよつとそこを整理して教えていただければと思います。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、WTOの紛争解決手続、それからこの協定による二国間の紛争処理ルール、それぞれございます。基本的にこの二つの関係につきましては、WTOの紛争処理手続は、当然のことですけれども、WTOの協定に關する紛争。ただ、このWTO協定は大変幅が広いものでございますから、大変大きな範囲にわたつての紛争についてWTOの紛争処理手続にゆだねることになると思っております。他方、日・メキシコのEPAによる固有の紛争、例えば、具体的な例を申し上げますと、今回この協定によりまして二国間で関税を撤廃するということが特定の分野で広範に起こるわけでございます。その分野で撤廃をされたはずの関税について紛争が起るといった場合は、これは日墨固有の紛争でございますので、この協定の手続に従いまして紛争処理手続を行うといった、いわばデマケを行うということになっております。

○高山委員 そうしますと、今回の場合、FTAの紛争手続の中で解決できなかった場合には、WTOにはもう提訴できないというようなことなんでしょうか。ちよつとその確認だけお願いいたします。

○北村政府参考人 先ほど申しましたデマケーションに従つて、日墨固有のものだということで日墨の協定に従つて紛争処理をして、それで仮に日本が不満だということになった場合に、再度WTOに行くということはできない仕組みになっております。

○高山委員 ちよつと細かい話ばかりして恐縮

だったんですけども、何でもかきこくことを聞きますかという、結局、日本からメキシコに何かを輸出する、多分工業製品ですとか自動車が多いと思うんですけども、これは必ず原産地証明をつけるんだということが今回の法案ですけれども、どこまで日本ですればメード・イン・ジャパンなのかというのは、随分難しい問題だと思ふんです。

今、国際的に非常に分業が進んでいて、エンジンをはかてつくってきた、でも組み立ては日本の工場であったりメード・イン・ジャパンなんだ、こういう問題が起きてくると思ふますけれども、これに關しまして、どこまでつくればその国の製品というふうにするかというのを、今回の日・メキシコの場合はどのように定めていきますか。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。やや細かな話になりますので、時間をいただきます。

物の産品、生産の種類によりまして、原産地規則は中身が違つております。例えば鋳産物、鉄鋳石とかそういった鋳産物あるいは農産品につきましては、完全生産品要件ということで、その国で完全に生産される産品というのを原産品とするということになっております。

それから、いわゆる加工製品、鉄鋼製品あるいはコンピューター、テレビ、半導体、そういったほとんどの機械器具、加工製品につきましては、関税番号変更要件という形で原産地を決めるというふうになっております。これは非常に伝統的な原産地規則、世界的にほぼ確立をされてきた原産地規則でございます。その製品が最後に組み立てられて関税番号が確定したところで、その地域を原産地とするということでございます。

他方、最近になって用いられた付加価値基準というものがございます。これは特定の産品についてこの協定で用いておりまして、乗用車、化学製品、こういったものについて、その産品の付加価値が、例えば乗用車でありますと六五%以上が日本あるいはメキシコの産品でつくつ

たものには日本の原産地とする、そういった規定になっております。

他方、衣類につきましては、やや特殊な何段階もの加工工程がございますので、それに着目した特別の作業工程要件といったもので厳密に区別をするということになっております。

以上でございます。

○高山委員 細かい話で済みませんでしたが、しかし、このFTA、日・メキシコを結ぶはるか前に、アメリカとカナダでFTAを初め結んだときに、ホンダの自動車の事件があったと思うんです。そのときに、現地調達率というんでしょうかね、それが問題になって、カナダのホンダの工場で作られた車をアメリカに輸出しようとしたら、これは現地調達率が何%を切っているからカナダ製品ではないんだと、そういうような話。これは随分昔です。

ホンダ事件は一九九一年なんですけれども、それで、アメリカの税関当局が、現地調達率が低いんじゃないかということでいつて、ホンダの方は、いや、解釈が違ふんだということでもめたことがあるんですけれども、今回は現地調達の仕組みというのは、現地調達率がどうだこうだということ、日・メキシコの場合にはまず用いられているんでしょうか。

○平田大臣政務官 当協定で、域内原産割合基準は、品目・業種ごとに交渉されております。そして附属書四に個別に記載されておりまして、大体おおそ五、六〇%台ということで協定を結んでおります。

○高山委員 今、おおそ五、六〇%ということでしたけれども、このホンダ事件の場合は、アメリカの税関当局は、五〇%を切っているじゃないかという言い方をしている、ホンダの方は、いやいや、自分たちの計算方法では六〇%を十分超えているんだと、こんなような議論になって、割かし細かいところですが、十年もたつて、その後NAFTAになつてきていると思うんですけども、この原産

地の規則を決める際に、現地調達率の決め方というんですか、これは統一したルールがまずできて、変わったのか変わっていないのかということをお願いしたいと思います。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御質問、もしかすると私、間違えて理解しているかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたように、この協定では、例えば日本の原産地については、製品ごとに、先ほど申しました分類に従つて、どういう考え方、どういう数え方で原産地を決めるかというのを決めておりますので、それぞれに従つて、例えば今自動車の例を先生がおっしゃつておられましたけれども、乗用車であれば、六五%を日本からメキシコに輸出をされる段階で、その付加価値が六五%以上のものが日本で作られていて、一部メキシコの産品を日本に輸入をして部品に組み込むという場合も認められますけれども、その場合は六五%をクリアしているということで日本から原産地証明を出します。そうしますと、日本原産の乗用車であるということで無税の扱いを受ける、そういった仕組みになっております。

○高山委員 ちょっと細かい話を聞き過ぎましたので、ちょっと今度は大臣に伺いたいんですけども、今の原産地の付加価値、何%つけていたらメード・イン・ジャパンだとか、そういう話がありました。これは一般的な話なんですけれども、日本は非常に、加工して輸出するという国ですから、そうすると、原産地を証明するのが、六五%よりは、例えば五〇%とかあるいは三〇%とか、下げた方が有利だと思うんですけども、それはどのようにお考えでしょうか。

○中川国務大臣 まず、原産地表示というのは、この場合は二国間でなければ、WTOでも非常に大きな問題に原産地表示の問題はなつておりますが、委員、大変お詳しくて、専門の通政局長との議論をいろいろ聞かせていただいておりますが、これは、低ければ低いほどいいというふうに一概に言えるのかどうかというところは、なかなか

言えないのかなと。

例えば自動車をとると、自動車は日本が強い部分ですから、日本の非常にいい自動車を輸出する、あるいは場合によっては、向こうで投資をして向こうでつくつて、NAFTA等々あるいは南米に輸出をするというメリットも、メキシコ側にも実はあるわけがございます。ですから、原産地規則を厳しくすればするほど不利で、原産地比率を低くすればするほど有利かというのは、私は、それぞれでメリット、デメリットが出てくるんだらうと思つたので、一概には言えない、まさにそこはお互い自分のメリットのために交渉をしていく、その結果が先ほどから御議論いただいているような結果になつたというふうに理解をしております。

○高山委員 大臣、ありがとうございます。まさに自分のメリットのために交渉していくということだと思つておられる、では、ちょっと話が複雑になつてきますので、自動車だけに限つて伺いますけれども、NAFTAの中で自動車の輸出をする場合は、これは原産地で付加価値は何%以上とか、そういうのはどういうふうに決まっておりますか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

今手元にありませんので、記憶でお答え申し上げます。六五%だったと思います。

○高山委員 今のは違ふんです。NAFTAの中では五〇%というふうに決まっています。それで、ちなみにあと、EUとメキシコでは六〇%以上だというふうに決まっているそうです。

ちなみに、これは、私のうから経済産業省の担当の方にいろいろ質問したんですけども、結構皆さんわからないということである調べるにたいした結果でございますので、本当に御苦労をかけたんですけれども、一つ指摘しておきたいのは、この何%とかというのはすごく重要だと思つたので、これは交渉担当者の方だけではなくて、そういう数字を頭に入れた上で閣僚の方とかも交渉された方がいいんじゃないのかなというふう

うには思つております。

それで、NAFTAの方では五〇%以上の付加価値で取引できる、日本・メキシコでは六五%以上ということだと、やはりNAFTA内の方が車の取引はやりやすくなる気がするんですけども、大臣はそれはいかがお考えでしょうか。(北村政府参考人「補足をさせていただきます」と呼ぶ)

○河上委員長 補足。では、北村局長、補足してください。

○北村政府参考人 今、正確に資料を確認いたしましたところ、NAFTAの中で、自動車につきましては六二・五%ございました。

○中川国務大臣 自動車に限つてという前提でお話をしますと、実は自動車は、日本から輸出する場合と、それから、向こうに工場をつくつて、昔のマキラドーラみたいなものを改めてこのFTA、EPAで利用してやっていく場合と二つあつて、そういう意味で、自動車メーカーが、メキシコ・マキットのみなならず、当然、北米市場あるいは南米市場その他を考えた企業としての経営戦略を立てていると思つた。そういう中で、NAFTAと日墨の間で違ふということであれば、例えばですけれども、極端に違ふのであれば、輸出した方がいいのか、現地で工場をつくつた方がいいのかと。

これは、大型バスを除いて全部最終的にはオプションにするんですね、輸出は。ですから、大型バスを除いてほとんど、六五%をクリアしていれば自動車は数年後に輸出できることになりまして、他方、私、自動車業界の方々のお話を聞いていると、もちろん輸出もしたいんだけど、現地に工場をつくつて、そこを生産拠点にしてNAFTA、南米その他にメキシコから輸出したい。これはメキシコにとつても非常にハッピーになる話でございますから、そういうこともありますので、その辺も含めて、今回、交渉を通じてお互い、あるいはまた日本の各メーカーのいろいろな考え方というものを勉強させていただいたということでございます。

答えになってなくて済みません。

○高山委員 ちよっと時間がなくなっちゃいます、足早に行きたいと思うんですけども、まず、この原産地証明のことです。

日本は、FTAをシンガポールと結んで、次にメキシコと結んで、二個目です。シンガポールのときは原産地証明のことというは余り話題にならなかったような気がするんですけども、結構その原産地証明をどうするかということでもめたり、何か話題になったんでしょうか。

あるいは、今回、メキシコとのときにこの原産地証明の規則が新たについてたわけですけども、その方法をどうするかということになったわけですけども、これは、何かメキシコの側から強い要望でもあったんでしょうか、それとも、日本の側からこういうふうにした方がいいという提案があったんでしょうか。それはどちらなんですか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

日本、メキシコ、それぞれの関心から原産地規則について議論がございました。

ただ、先ほど先生がおっしゃっておられたシンガポール、日本はシンガポールが前例でございす。他方、メキシコは、NAFTAを初め、FTAをA国と申し上げましたけれども、大変数多くのFTAを持って、その中でも原産地規則については、ある意味ではさまざまな経験をしてくいて、その意味では、私も、最初に結びましたシンガポールは非常に関税が低い国でございす。もともとほとんど関税がない国でございす。

そういった国と結んだ原産地規則についての我々の経験と豊富な経験を持っているメキシコとは、関心の違いは多少あったと思いますけれども、基本的にはきちんとした原産地規則をつくらなきゃいけないということで、議論をした結果、先ほど申し上げたような結果になったということでございます。

○高山委員 ちよっと今のお答えだと、どっちから話 came のかというのがさっぱりあられなかったん

ですけれども、私が新聞等から仄聞するに、メキシコはどちらかというと、日本から自動車とかがどんどん入ってきてしまう、メキシコから今度自動車を輸出されるということはまだ随分、結構先の話なんだろうなというふうに思っています。それで、まあやはり原産地証明をきちんとしてくたさいねというのは、もちろん、先ほど同僚議員から質問がありましたように、食の安全とかでいえば日本もあると思うんですけども、この工業品で何%自社製品じゃないかとか、あるいは自動車だけじゃなくて繊維、中国から迂回して繊維が入ってくるんじゃないかと、そういう問題があるの、これはメキシコ側からの要求だったような気がするんですけども。

それを考えてみると、向こうから要求されたことと、別に日本にしてみればそんなに、しつかりしたものと言っちゃってと語弊があるんですけども、日本はどちらかというと強い立場で交渉できたんじゃないのかなというふうに私は思いました。

そこでもう一個、話はちよっと変わるんですけども、紛争解決手続の方のことこの日・メキシコのこと伺いたいですけれども、先ほど、日・メキシコの方式では、向こうの経済産業省とこちらで、それを商工会議所に委託ですか、してやるんだと。それに引きかえ、NAFTAでは何か自己申告の方法をとっているということでしたけれども、これは、どうして今回、NAFTA方式にしないで、国と国という方式で日本とメキシコは結んだんですか。

○中川国務大臣 シンガポールは商工会議所ということですが、メキシコ側から国を窓口にしていうことで、日本としては、商工会議所、実績もあるし、シンガポールの例もあるし、国が責任を主張した時期もありましたけれども、国が責任を持って指定機関をやるといってやったわけでございます。そういう意味でいうと、シンガポールのときよりも、ある意味では、とりあえず窓口としては国同士ということに厳しくなっていると

いうふうには思っております。そういう意味で、日本は民が窓口でもいいじゃないですかというふうな提案をしましたが、メキシコの方から国同士でやってもらいたいというふうに言った。他方、NAFTAの方は、自己申告ではありますけれども、万が一疑義が生じたときははいきなり国がどんといくというやり方、結局、それはお互い交渉、それぞれだというふうな理解をしております。

○高山委員 いや、これはさらっと聞くと同じような感じがするんですけども、これは国の、今回は商工会議所ですが、仮に日本も国だとして、国がこれはメド・イン・ジャパンですと証明している、メキシコの方もちゃんと証明している、それで疑義が生じた場合、そこに問い合わせをして確認をするというのと、メキシコ人として、あれはメド・イン・ジャパンじゃないかもしれないなと思って企業まで調べに行くのだと、これはかなり、自分で調べに行く、いきなり企業に問い合わせる方が大変だと思うんですけど、メキシコとしては、だから、メキシコとして、NAFTA方式でやると随分もう懲りちゃった、アメリカから入ってくるのを自分で調べたりとか、あるいは逆に直接企業とやりとりするのは面倒くさいし、だから、国に間に入ってもらってやった方がしつかりと原産地の基準をコントロールできるんじゃないか、そういうふうな考えたんじゃないんですか。

○中川国務大臣 いや、そうだと思います。というのは、ですから、お互い国が窓口になつて、ある意味じゃ国の責任においてきちっとしたところに任せることができるということですから、国が窓口である、商工会議所とはいえ国が指定しているわけですから、国同士で問い合わせをやるといことはお互いにプラスになる。メキシコは、当時でいうと三十三番目の交渉をやっている国ですから、その辺の経験も多分あったんだろうと思っております。

○高山委員 楽な方といいますか、お互いにいい

ということでしたけれども、日本から確認しなきゃいけないのは、例えば農産物とかそういうものだと思うんですけども。向こうが確認しなきゃいけないのは、電子デバイスとかあるいは車とかそういうもので、これは日本としてみれば、むしろNAFTA方式をとった方が輸出が楽だったんじゃないですか、大企業が多いわけですし。

それで、メキシコにしてみれば、一々一々調べてこつて立証しようというの大変ですから、NAFTA方式にはもう懲りている。それで、やはり、今度日本とやるときは、余りFTAの経験のない国だから、国にそういう責任をおつてやった方が交渉が楽だな、そのようにメキシコは考えたんじゃないかなと私は思っていますけれども、ちよっと大臣の所見を伺いたいと思います。

○中川国務大臣 いや、別に、日本が二番目の交渉をやっている素人の国だから、おれたちはプロだから、あなた方は素人だ、そういう交渉ではなかったというふうには私は思っております。

それから、今、農産物と自動車、電子デバイスみたいな例を、二つの極端な例を挙げて日本側、メキシコ側と言いましたけれども、細かいところはもちろん違いますが、とにかく、原産地証明制度、国がお互い窓口になってということ、は、どんな場合であっても、例えば、メキシコから入ってくるものの中には中小企業のものもありますし、日本から輸出するものも中小企業のものもあるわけでございますから、そういう意味で、国がきちっと窓口になっているということになったということは、どっちにとってもプラスかマイナスかということではなくて、それはそれでお互いに、万が一何か疑義が起こったときにそれを解決する手段としても、お互いに私は文字どおりプラスになるものだというふうに理解をしております。

○高山委員 ちよっともう時間が来たようですから、私がきょうちよっと伺いたかったのはもう一個

ありまして、これから日本はどんないろいろな国とFTAを結んでいくと思うんですけれども、その際、やはり、アメリカのNAFTAのやり方を見ていますと、アメリカという国はやはり自分のことしか考えないんですけれども、そういう基準づくりや何やらが非常にうまいんですよ。

日本も、今回のメキシコとの交渉や何やらをてこととして、自分とにかく有利な原産地証明だったり、自国の産業に有利な基準をどんどんつくっていった、それをアジアの、今度、大アジアFTAというんでしょうか、そういうところとやるべきにやってもいいんじゃないかなと思つたもので、その第一弾として、シンガポールそしてメキシコとやる時に、割かしこの原産地規則、何%日本をつくつたとかという細かい話なんですけれども、こういうところがなごりにされているのではないかとこの危険を非常に持ちまして、私としては、国益を重視して日本のために頑張るとかいう話もいんですけども、やはり細かいところをどんどん詰めていただきたい。

それで、やはり、小泉改革の悪いところで、かけ声はすごいんですけども、細かい部分になつてくると、全然今までと変わっていったり、相手の言いなりだったりとかということが多いで、そこをぜひ、現場の細かい意見をどんどん入れるような交渉をしていただきたい。そのために、もともと通商産業省という省でしたので、とにかく、中川大臣、中心となつて頑張つていただければと思います。

質問は終わります。

○河上委員長 次に、山田正彦君。

○山田委員 最近、メキシコから牛肉がどんどん入ってきておりまして、この原産地証明の問題、食の安全の問題等について、私の方から質問させていただきます。

今、アメリカとメキシコとの間というのは、まさに、牛がメキシコから今でも九十万頭ぐらい自由にアメリカに出入りして、しかも無税、ノー

タックス。食肉も、今までメキシコは輸入国であつた、アメリカから十八万トンも輸入しておつた。いわゆる輸出国ではない。そういったメキシコなんです、アメリカとメキシコの中に、牛と肉そして肉骨粉が自由に行き来しておつて、いわゆるEUのBSEのリスク評価、それは今、レベルでいつて何段階にあられるか、これは農水副大臣から答えられるのか。

（委員長退席、高木（陽）委員長代理着席）

○常田副大臣 メキシコにおけるBSEの評価は、レベルIIIというふうに承知しております。

○山田委員 EUのリスク評価がレベルIIIという、アメリカとカナダと同じレベル、いわゆるBSEの汚染度。その中で、メキシコは、私の調査では、SRM、いわゆる危険部位の除去はしてない。実際そうかどうか、わかる範囲で結構ですから、厚生労働副大臣でもいいし、お答えいただきたい。

○西副大臣 お答え申し上げます。

メキシコのようなBSEの非発生国であつても、万が一BSEが発生した際の混乱を避けるために、我が国が指定している脳、脊髄などの特定危険部位につきましては、輸入を自粛するように業者を指導しているところでございます。

○山田委員 私の質問に答えていただきたい。私の言っているのは、SRM、いわゆる危険部位の除去、これをメキシコはやっていないかやっていないか。私の調査ではやっていない、それについて、知らないというなら知らないで結構、それをお答えいただきたい。

○西副大臣 危険部位の除去はやっていないというふうに承知しております。

○山田委員 では、メキシコはBSEの検査はやっていないのか。私はアメリカにBSEの調査に行つてきましたが、アメリカは三千万頭いて二万頭ちよつとしか検査していない、しかも、リスク牛じゃなくて健康な牛の検査をやっている。私は、ベン次官にBSEが出ないような検査しかしていないんじゃないかとかみつてきましたが、

そういう状況で、メキシコのBSEの検査状況、これを端的にお話いただきたい。

（高木（陽）委員長代理退席、委員長着席）

○常田副大臣 お答えを申し上げます。メキシコでは、BSEの発生状況を確認する目的で、一九九六年からBSEの検査を実施しております。

具体的には、動物衛生についての国際機関であるOIE、国際獣疫事務局の定める基準に従つて、神経症状牛並びに歩行困難牛などを中心に年間四百頭、それから、本年一月からは、BSE検査を強化するという目的で、この十月までに約一千三百頭を検査しております。なお、その上でBSEの感染牛は確認していません。

以上でございます。

○山田委員 まさに、年間四百頭しか検査していない。その検査の結果はBSEは出ていないというところなんです、アメリカですら二万頭検査している。ということは、メキシコにおいてはBSEの検査が事実上ほとんどなされていない、そう思つていいんじゃないか、そう思いますが、メキシコから韓国に牛肉が入つてきている。韓国に、アメリカからの牛肉がメキシコ経由で入つてきたという事実があつた。韓国はたしか輸入を中止している、あるいは再開したかもしれない、その事実について御承知かどうか。

○常田副大臣 本年七月、メキシコから韓国へ輸入された牛肉に米国産牛肉が混入していたという問題でありまして、このことにつきましては、メキシコから輸入される牛肉等について、全件現物検査を実施するなど、検査体制を強化しているというふうに承知しております。

また、在日メキシコ大使館に対して、このような問題が発生したことについて我が方の懸念も伝えておりますし、日本向け輸出にかかわる問題が発生しないよう、適切な対応を要請しているところであります。これまで、動物検疫所において、輸入検査において、このような問題は我が国においては発生していません。

○山田委員 韓国において、事実そのようなことがあつた。実際に、私も、日本の輸入の検疫というのがいかにいいかげんなものか。五%のモニタリング検査をしていると言っているけれども、五%という意味は、これは輸入される二十回に一回しか検査していない。しかし、韓国のことがあつて、今検査を始めたということなので、それはそれでモニタリング検査でもよろしいか、そう思います。

では、ちよつと私が皆さん方にお配りした資料を見ていただきたい。

この中に「牛肉の国別輸入量」という資料があるはず。この中に、平成十五年は、メキシコから日本に入つてきたのは〇・二トンしかなかった。ところが、ことし六百一トン入つていて、これは一月から八月までの間。急激に、今までいわゆる輸入国だったメキシコが日本に輸出してきている。しかも、危険部位の除去もしていない。しかも、内臓も入つていて、内臓が入つてくることについては、厚生労働大臣はいいが。

○西副大臣 SRMの部位は入っておりません。

○山田委員 SRMの部位は入っていない、自粛するようにという話は聞いています。しかし、ほかの内臓は入つてくるのか。例えば、SRMでも、回腸部分だけだけでも、それ以外の腸の部分はいいいとなつてくる。そういったものは入つてくるのか入っていないのか、わからなければそれでいい。

○西副大臣 現在、その資料については手持ちがございませんので、後日、またお知らせ申し上げます。

○山田委員 それは、私も質問通告していなかったで申しわけないんですが、ただ、私が調べて皆さん方にお配りした中に、輸入証明書、これは、二〇〇四年の八月十四日、最近といえれば最近なんです、メキシコから日本が牛肉を輸入したものです。その中に、ショートプレート、マーカーをつけているから、ショートプレートというのが入つて

います。このショートプレートというのは、いわゆる吉野家カットとも呼ばれているもので、牛のばらのいわゆる内臓に近い部分、腹膜とそのばらの一番下の部分、アメリカではほとんど捨てている部分、これが、ショートプレートカット、吉野家カットと呼ばれているんですが、それがこの中に入っている、ショートプレート。

そして、私がお配りした資料を見ていただきました。

これは、平成四年の十月二十三日の日経新聞。「なか卯にまだ残っていた 米産牛肉でカルビ井」。その中をよく読んでいただきたい。この中に「これにメキシコ産や豪州産をブレンドする考え。」そうあります。

そうしますと、あれから、アメリカの牛肉輸入禁止になつてはや一年たとうとしている中で、いまだにまだ残っていたというの、私個人としては信じられない。これは、当然、米国から迂回して、そして、メキシコからいわゆる牛井用のショートプレート、牛肉が入ってきているんじゃないのか、そういう疑いを強く持っている。

質問通告しておつたが、どこの商社が輸入したか、教えていただきたい。

○常田副大臣 先ほどお話がありましたように、本年八月までに六百一トン輸入されているが、それがどこの商社から輸入されているかということでありまして、これらのことについては、二〇〇四年一月から八月までに、十五の業者が輸入しているところがあります。ただ、個々の輸入業者の名称を明らかにすることにつきましては、当事者の営業上の権利、また競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、適当ではないと考えております。

しかしながら、メキシコ産牛肉の輸入業者の今申し上げた十五業者の了解が得られれば、委員に御報告することはやぶさかではない。そのような業者の方の了解をとるように努めて、御連絡をするようにしたいと思っております。

○山田委員 私は、必ず業者の名前も明らかにし

ていただきたいと言っている。しかも、肉骨粉のときにも、いわゆる肉骨粉の輸入業者について明らかにしてほしいと言つて、なかなか明らかにしなかった。しかし、すべて明らかにした。これは、国民の食の健康、いわゆる食の安全に関する大事な問題である。これについて、必ず委員会にその調査結果を報告していただきたい。後日、理事会で諮つていただきたいと思ひます。

○河上委員長 後日、理事会で協議いたします。

○山田委員 次に、この八月十四日の輸出証明書なんですが、確かに、この中には、メキシコで生まれて育つた牛だという政府の証明書がついています。ああ、皆さん方にお配りした中にないかもしれない、それは申しわけないが。もう一ページあつただけけれども。政府の証明書がついている。しかし、この政府の証明書、これは実際本当なのかどうか。これは、一片の証明書というの、簡単に判を押しせば、サインをすればそれで証明になる。しかし、これを信じて、いわゆる危険部位の除去もしていないメキシコの牛肉がどんどん入つてくることについて、我々は安心でおられるのか。ひとつ、その辺について、厚生労働副大臣にお聞きしたい。

○西副大臣 メキシコ産のお話でございますが、メキシコ産の牛肉を含めて、我が国へ輸入されている牛肉の安全性の確保につきましては、輸入時に、検疫所において輸出国政府が発行する衛生証明書の内容をまずこちらの方で確認をしております。そして、必要に応じて衛生検査を実施しているところがございます。

○山田委員 こういふいわゆる輸出証明書を確認して、確かにこれは原産地メキシコとなつていてから大丈夫だ。そして、検査の肉を、一応、メキシコ産の肉と書いてあるかどうか調べている、検査している。こちらの港でやつている。それだけの話であつて、実際に向こうが、いわゆるBSEの肉骨粉のときもあつたんですが、原産地証明というのは実にいいかげんである。各国それほど重視していない、これは。それに対して何

らかの担保をしなければいけない。そのために、今回、条約の中で、いわゆる輸出、これは確認をすることができるとなつています。確認をすることができると。ところが、その確認をどうやってするのか。簡単に、端的に、外務副大臣、答えていただきたい。

○達沢副大臣 メキシコの原産地証明書に一定のある種の疑義がある場合にどのようにするか、こういうことでありますが、メキシコとの間で結びましたEPA、その協定の第四十四条の(c)におきまして、メキシコの原産地証明書に疑義がある場合には、日本として、我が国として、メキシコ政府当局に対し、生産施設における情報収集を要求ができる、また、これに立ち会うことができることを認めているわけでありまして。

さらに、本協定において、真正な原産地証明書を発給することがメキシコ政府当局の義務であるということが、当然のことでありまして明らかにされておまして、我が国よりメキシコ政府に対して、みづからが発給した原産地証明書の信憑性を裏づける情報の提供を求める。さらに、情報収集の現場には必ず我が国税関当局の立ち会いも認められるといったようなことを、協定上、明確にさせていたいております。

○山田委員 日本が北海道でホタテガイをEUに輸出するとしたら、オホーツク海に面した二つの工場、しかも、とれたところの海水の質の検査から処理工場の処理の仕方、いわゆる手袋まですべて規制があり、そして、向こうから検疫官が来て、初めて輸出できる。牛肉もアメリカに輸出する場合は同じ。ところが、日本はそれをほとんどというくらい全くしていない。

私は、ことしの夏、アメリカのプロコリー農場へ行つてみた。今、アメリカからほとんどプロコリーが入つてきているけれども、それについて、EUでは必ず、どういう農薬を使ったか、どういふ土質か、その質の検査までしつちゅう調べに来ている。台湾からも来ている、アジアから。ところが、日本からは一度も来たことはありません。

ませんと。これが実態なんです。そうすると、このメキシコ産の、どこかアメリカから迂回したかもしれないという牛肉について、いわゆるハイリスク国からの輸入牛肉について、単に、向こうから情報を収集することができ、立ち会うことができる、そう言っていますが、現地に行つて調査するということはできるのかで、きないのかお聞きしたい、外務副大臣。

○達沢副大臣 今御指摘のように、情報収集を要求できる。そして、これに立ち会うことができるというところでありますが、情報収集の現場には必ず我が国の、つまり日本側の税関当局も立ち会うことができる、そのことも明記をいたしているわけでありまして。

○山田委員 外務省はけしからぬ。いわゆるそういう条約ではだめだ、これは。私の取り寄せた四十四条のこの日本の訳文は、「訪問を通じて」。英文では、スルーアビジットバイガバメンタルオーソリティーとある。いわゆるビジット、訪問だけになつていて。これは調査じゃない。本来ならば、私が調べていたら、こういった場合はオーディット、いわゆる監査としなければいけない。これをなぜやらなかったのか。副大臣、答えていただきたい。

○達沢副大臣 情報を求めることができる、そして、立ち会うことができる。その立ち会いというのは、情報収集の現場に我が国の税関当局の人間が立ち会える、こういうことがこの協定の中で明記をされているわけでありまして。その言葉の問題がございます。収集した情報が英語で当該税関当局に提供される、そのことも、きちんと条約上、確認がされているわけでありまして。

○山田委員 立ち会いができるといふだけで、実際に、監査、調査、リサーチ、オーディット、そういうこともできない、ただビジットでしかすぎない。そんなことで原産地の表示を大臣は本当に、中川大臣、これで担保できると思われかどううか。

○中川国務大臣 条文上は、今、外務副大臣がお

答えたとおりでございますが、やはり、特に食品の安全に關しての山田委員の御質問を前提にして申し上げれば、この協定に基づいてトレーサビリティ、これを日本がやっていかなければいけないというときには、当然、ビジットをしたときには、単なるいわゆる訪問ではございませんで、きちとした目的を持って、そしてまた、きちとした成果を上げるために、英語で言うビジットにしなければ、これは私の政治的な発言になりますけれども、私は、委員御指摘のような国民の食の安全に対する信頼性というものにこたえられないと思ひますので、当然、ビジットする以上は、そういう目的を果たすためにやるべきだというふうに思っております。

○山田委員 大臣も、食の安全についてはやらなきゃいけないということは認められているようだけれども、そのビジットで、オーディット、監査でもなくビジットでいいというのは絶対におかしい、これは。だから、ぜひ、私も時間がなくなってきたので、関係省庁あわせて、食の安全の問題、これは検討していただきたい。

それから、豚肉の問題、これは非常にこれから大変なんです、中川大臣、平成十年、豚の自給率はどうだったか、現在はどうか。もう時間がないので、簡単に。

○中川国務大臣 平成十年度が自給率が六〇%、平成十五年が五三%、これは農水省の食料需給表に基づく数字でございます。

○山田委員 ことし、いわゆる自給率が五三%かな。この六年間で、かつて六割あった自給率が大幅に下がっています、これは大臣も御承知のとおり。たつた六年間で豚肉の自給率がこれだけ下がって、しかもメキシコから豚肉が入ってくるとしたら、関税率、私が皆さんにお配りした豚肉の関税制度、差額関税制度、今度の条約でこれを維持することができた。しかしながら、これでいくと、四百九十九十銭より安く輸入の豚肉は入ってこないことになっている。ところが、輸入の豚肉で今消費の半分近くを占めているのに、今平均、

すそ物でもみんな、悪いものでも四百九十九十銭以下では入ってこないことになっている。それが実際には、現在、豚肉の相場はキロ三百八十円。去年の今ごろは、三百六十円切っておつた、心配した。それで、どんどん養豚農家はやめていつていく。

ところが、実際に今回この関税制度そのものが、なかなか差額関税制度が機能していない。私が調べてみたところ、いろいろな輸入商社、それから、それをどんどんブローカーといいますか、五社も十社も中に入りながら、この業界の中においては。

最後に、去年、南日本ハム、南日本畜産でしたか、摘発されましたが、それくらいこの差額関税制度ですら徹底されていない中で、今回この条約によつて従価税が半分に下げられる、そして八万トンまで入れられるとなると、私がメキシコの養豚の資料というかメキシコの豚肉産業の概要というのを調べてみましたら、アメリカの資本がメキシコの砂漠に行つて、メキシコ人を使つてどんどん養豚をし、そしてそれを日本に入れようとしている。そうならば、アメリカから日本に入ってくる関税よりもメキシコから入れた方が安いわけですから、さらにアメリカ資本が急速にメキシコで豚を飼ひ、そして豚をパックして日本に輸出してくるということが考えられる。八万トンといつたら、日本の豚肉の輸入量のいわゆる一割を占める。そうすると、ますます大変なことになって、いわゆる日本の自給率はさらに下がっていく。

私の持ち時間がなくなつてまいりましたが、そういう意味では、今回、EPA、FTAの問題は、ぜひ食の安全と食料の自給率、この問題をしっかりと考えてやつていただきたい、そう申し上げて、私の方で、農水部門からの今回の条約及び原産地表示についての質問を終わらせていただきます。

○河上委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

日墨協定の原産地証明書法案について質問をいたします。

たします。

最初に、日本とメキシコとの経済的な関係についてですけれども、大臣は、通商条約、百年以上前にさかのぼつての話をされましたけれども、そこまでさかのぼらなくても、この十年、二十年、日本とメキシコとの経済関係について最初にお聞きしたいと思つております。

経済産業省の方からいただいた資料などを見ていますと、経済パートナーとしてのメキシコの重要性を指摘して、経済的つながりも深く、マキラ制度を活用して多数の日本企業が進出、北米への輸出基地として極めて重要な意義がある、このように紹介をしているわけです。

そこで、ここで指摘をしているマキラ制度、あと最近では、分野別生産促進措置、プロセックとか言われるものがあるそうだけれども、こういう制度がどういふものかについて説明をしていただけるでしょうか。日本企業にとつてのメリット、デメリットはどのようなものがあるのかというところを担当の方からお願いしたいと思ひます。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

まず、マキラドーラ制度でございますけれども、この制度は一九六〇年代に創設をされました、内容としては、最終的に輸出をするということを前提として、それに必要な原材料、部品などを保税、無税で一次輸入して、その地区で組み立て加工を行うという制度であります。ちなみに、マキラドーラというのはスペイン語で組み立て工場という意味だそうでございます、そこで組み立てを行つてそれを輸出する、そういう制度でございます。

メキシコにそういう地域、特定の制度ができたので、この制度のメリットを利用して、日本の製造業を中心として多くの企業がこの制度を利用して、北米市場、すなわち、メキシコからアメリカ、カナダに、さらには中南米、そういったところにアクセスがしやすくなる、その場合の競争力が強くなるということで、この制度を使いたいということが日本の企業がメキシコに進出を

した理由の一つでございました。制度ができてから、日本から進出した企業は約三百社強でございます。

ただ、今先生御指摘がございましたように、NAFTAができて、アメリカ、カナダ、メキシコの協定交渉の過程で、二〇〇〇年になりました、アメリカ向け、カナダ向けの輸出については、ただいま申し上げたマキラドーラ制度を適用できなくなりました。これは、アメリカあるいはカナダとの交渉の結果、メキシコが有利になるといふ制度について、アメリカ、カナダとの交渉の結果、それはやめようということで、その部分については適用ができなくなりましたけれども、そのかわり、代替措置としてメキシコ政府が導入をいたしましたのが、先ほどお話がありましたプロセックという制度でございます。

これは、特定の業種、約二十業種でございますけれども、特定の業種を指定いたしまして、その業種が必要とする部品、原材料等を輸入する場合に、物によつて違いがありますがけれども、ゼロ%、三%、五%という三種の関税でございますけれども、こういった低い優遇された関税で部品、原材料等を輸入することができるといふ制度に変わつております。

ただ、この制度は、先ほど冒頭申し上げましたマキラドーラ制度と異なりまして、運用が、例えば、対象になる品目等が政令で決められるということ、で、実際、頻繁に、かつ突然行われるというようなことがございまして、いわゆる制度的な信頼感、安定性に欠けるところがございました。そういったことに対して、既に進出をした日系の企業から、この制度のもとでは不安がある、そういった声が寄せられたところでございます。

今回の協定では、十年以内にはほとんどの関税が撤廃をされるということでございますので、日本からメキシコに既に進出をした企業あるいはこれから進出をする企業については、製造に必要な原材料あるいは部品等を安定的に、また優遇された関税、最終的にはほとんどゼロになるわけでは

けれども、こういった優遇された税で日本から調達することが可能となるということで、ある意味では、マキラドローが当初持っていた機能といったものを、この協定によって機能としては果たしていくことができるのかなというふうな考えでおります。

○塩川委員 そうしますと、マキラドローの制度でのさまざまなメリットが廃止をされる、代替措置のプロセックをつくっただけでも安定性に欠ける、そういう中でFTAの交渉になっていくということは、FTA交渉のきっかけの一つがマキラドロー制度の廃止にあったということが言えるわけですね。確認まで。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

現実には、進出をいたしました日本企業からそういった声が、不安の声があったということがございますし、先ほど来申し上げておりますメキシコがNAFTAあるいはEUとの関係で日本企業が不利になっている、そういったこととの相対的な関係も含めまして、日本の競争力という観点からこの協定の交渉に取り組んだものというふうに承知をいたしております。

○塩川委員 FTA交渉に入る前から経団連からは要望が出されておりました。九九年の四月に日墨自由貿易協定のわが国産業界への影響に関する報告書というものが出されております。九九年四月ですね。

この中でも、「マキラドロー制度の変更に伴う新たな制度づくりがメキシコ政府内で進められているが、つまりマキラの廃止とプロセックなどの代替措置の話ですけれども、「エレクトロニクスや自動車の部品関税がすべてゼロとなることは考えられず、協定による関税撤廃は一定の効果を持つ」というふうに、FTAに期待をかけるということがここでも表明をされているわけですね。つまり、今回の協定というのは、もともとメキシコに進出している電気・電子機器業界、自動車業界、その要求が大きなきつかけとなつてということと言えるわけですね。

○北村政府参考人 お答えいたします。

一つの大きなきつかけが、既に進出をした企業が、制度の不安定性のもと、あるいはメキシコが結びましたNAFTAあるいはEUとのFTAによって不利な状況に置かれていたといったことはもちろんですが、日本から直接輸出をするという、メキシコは御案内のように世界で十番目の経済的な規模を持っております。そういう意味では、日本からやはり、例えば自動車、電子・電気機械等々について日本から輸出をする、その場合に、NAFTAの中あるいはEUからそういったものを輸入する場合には関税がゼロになる、ところが、日本から輸出する場合には、平均しますと大体一六%だったと思っておりますけれども、そういった関税がかかってくる。そういう意味では、輸出という側面におきましても不利な条件になった、そういったことも大きな要因であったと承知をいたしております。

○塩川委員 電気・電子機器業界、自動車業界の要求がきつかけの一つとなっているという話でした。

九九年の九月に、ジェトロの方で、事務局でまとめた報告書もありまして、日墨経済関係緊密化委員会報告というのがあるんですけども、この中でも、「日墨FTAで見込まれる効果」として、NAFTA向け保税加工制度の実質廃止の相殺効果がある。マキラドロー制度がなくなるのに対してFTAができることが、その損得の相殺効果がありますよというように指摘をして、プロセックなどは、マキラドロー変更のデメリットを緩和する効果を持つが、全く同じだけのメリットを受けられるわけではなく、FTAによる関税撤廃のメリットは大きい。

そういう意味では、経団連の報告書も含めて、特定の産業界として現地に深く関与しているから当たり前のことですが、そういう要求が出されてFTA交渉につながっているということ、私は、そういう業界の利益の他方で、先ほど

山田委員の指摘にもありましたけれども、農産分野で大きな障害、打撃を受けるのは、やはりこれは問題だと思っております。協定をまとめるために農産物の関税を引き下げて、実際に輸入実績のない品目の牛肉とか鶏肉とかオレンジ生果まで輸入枠を設定しているわけですね。

FTA、EPA交渉で、これによってどういう影響が出るかという影響の調査といえますが試算というのは、例えば工業製品では行ってきたわけですね。NAFTA実施前の日本のシェアがその後も維持された場合を仮定するということですが、よく逸失利益四千億円という話が出されます。これは、多くの人が、四千億円か、大きな数字だということに受けとめておられるわけですが、これは、工業製品の影響についての試算はあるんですが、この農産分野の損益についての計量的な試算というのは行われているのだろうか。この点はどうでしょうか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

全体として、数字として正確なものを私自身確認をした記憶がございません。

ただ、実際問題として、この協定、政府としてこの協定の議論を始める段階で、先ほど来御議論がありましたように、政府全体としてこの協定にどう取り組むか、その場合の日本としていけば攻めるもの、また逆に日本として守るもの、そういったことを総合的に国益の観点から考えているということ、この交渉をやったわけでございまして、当然、その場合に、今御指摘ありました農業、農産品分野につきましても、そういった面での慎重な議論、交渉の過程でのさまざまな全体の中での意見の調整といったことは十分行ってこられたというふうに承知をいたしております。

○塩川委員 農産分野の影響の計量的な試算はないんですね。

例えば、四千億円、工業分野の影響というのは、こちらの経済関係強化のための日墨共同研究会報告書に欄外で書いてあるわけですが、農産分野についての計量的な試算というのはどこにも

出てこないんですね。

先日、外務委員会の審議の際に、我が党の赤嶺議員が外務省の担当者に聞きまして、日墨間の共同の研究を行っているけれども、農産物はセンシティブな分野でもあって、関税引き下げの効果についての試算はないと述べているわけなんです。農産分野にどんな影響が出るのか、計量的な試算すら行っていないという中で、これでは余りにもバランスに欠けるんじゃないか、こういう交渉でいいのかということが問われていると思うんです。

その上で、経団連が二〇〇一年の十月に出した意見書、「日墨自由貿易協定の早期締結を求めて求める」という意見書にこういうふうな述べています。「日本国内の一部産業を保護するために、日墨自由貿易協定の交渉が先延ばしになり、ビジネス上のハンディキャップを負うことは一部産業のために大多数の産業が犠牲になることを意味し、国益上も問題が多い。」こういう言い方をして、いわば、食料自給率の向上を掲げる政府の施策の中で、実際には食料自給率も低下をしているのに、さらに農業を切り捨てるかのような立場を表明しているわけですね。

こういうのは、当然のことながら、政府のとるべき立場ではないと思いますが、中川大臣、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 私、去年の九月以前に党の方でこの問題に取り組んでおまして、そのときに、日墨FTAについて随分、農林水産関係の党の会議で議論をいたしました。そのときに、私がその調査会長として常に申し上げていたのは、農業が工業の犠牲になるとか工業が農業の犠牲になっているとか、そういう議論というのは前進的ではないから、とにかく、全体としてプラスになるかならないのか。先ほど申し上げましたように、ワイン・ウインというものと同時に、痛み分けという部分もセットで議論をしていかないと前に進んでいきませんねということ、何十回と議論をいたし、そして、参加議員もそういう共通認識

識のもとで議論をしたというふうに私は理解をしております。

したがって、先ほど、工業について四千億円という推定、これは私どものところでも随分議論いたしました、当時は党の立場でしたから、それは本当なのというような議論も随分したのでありますけれども、他方、工業製品でも痛みを伴う分野も実はあるわけでございますし、そういう中で、農林水産物対鉱工業品みたいな、単純な図式というところはおかしいんですけれども、対立的な図式ではなく議論をしていかなければなりませんねということに常に申し上げ、そして党の中でやってきたわけであります。

したがって、豚肉、最後、いわゆるセンシティブだと言われている豚肉とか牛肉とか鶏肉とかオレンジ関係とか、こういうものにつきましても、亀井農水大臣が、業界団体等々、関係方面と十分話を詰めた上で、ぎりぎりのところでこういう形になって、今条約そのものについては別のところで御審議をいただいているわけであります。担当ではございませんけれども、政府全体として、セーフガードのルールもござりますし、それから、いろいろな日本の食糧安全保障、あるいはまた大事な産業分野としての位置づけというものは政府全体で十分認識をしておりますので、確かに試算は私も承知をしております、一次産品に関する試算はしておりますけれども、きちっと国内的な体制の強化、あるいはまた、先ほどもちよっと山田委員の御議論に出ましたけれども、メキシコの豚肉生産というのは、アメリカの大企業などがほとんど複数来て、大半が日本向けに豚肉を輸出し、実は、メキシコ全体としては、豚肉は輸入しているんだというような現状も聞いたことがございます。

他方、日本としても、これからは農産物についてはいいものを世界じゅうに供給していく努力をさらに強めていくということも視野に入れておりますので、これによりまして農業が犠牲になる、工業の犠牲になったとかなるということを前

提にして交渉をしてきたつもりはございませんし、今後もそういう観点で、政府として、どういうふうにかからなっていくのかということも、我々としても見守っていかなければならないというふうに思っています。

○塩川委員 そうはいえませんが、工業製品についての試算がありながら、農業分野には試算がないわけですから、そういう点でのバランスを失っている。本来、総合的に取り組むべき問題だと思います。

その上で、やはり、これは一橋大学石川教授なども、日経新聞で紹介していましたが、FTAの経済的損得を生産サイドの視点のみからはかることは問題だという言い方を、生産者に加えて消費者の厚生や税収なども含んだ総合的な指標ではかるべきものだと。先ほどの山田委員の指摘もあるような、BSEなどのような食の安全の問題もあるわけですから、そういった総合的な観点で対応することが必要だと。こういう主張にも耳を傾けるべきだということは指摘をしておきたいと思っております。

続いて、投資ルールの問題について、何点かお聞きしたいと思います。

パフォーマンス要求の禁止というのが入っております。日墨のEPAでは、第六十五条に、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求禁止を定めております。

これは、先ほども紹介しましたジェトロの九九年九月の報告の中でこういうふう述べているんですが、「メキシコには依然として国内自動車産業保護を目的とした規制措置がある。完成車の輸入は現地で生産するメーカーのみに許可され、また、外貨バランス義務、国産化率規制などが規定されている」自動車令というのがあるそうだけれども、「この規制により、メキシコに完成車を輸入できる日系メーカーは、現地生産を行う二社に限られるなど、輸入規制の側面も持つ」このように指摘をしております。

そこでお聞きしたいんですが、このパフォーマ

ンス要求禁止条項に則して、自動車分野でメキシコ側にどのような譲歩を日本から求めたのか、この点をお聞きしたいと思います。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘ありましたメキシコにおける自動車産業、日本から進出をいたしました自動車に対しての現地調達要求、すなわちローカルコンテンツ要求でございますけれども、これは二〇〇三年末をもって廃止をされております。

そういう意味では、パフォーマンス要求について、現在、実際の現地の日本進出企業の事業活動の障害となる大きなものは既になくなっていくわけですが、今後、投資というのは非常に長いビジネスでございますので、安定的にそういった投資環境を築き上げるといふ観点から、日本としては、この協定交渉の中で、いわゆるローカルコンテンツ要求、既に廃止をされたものですが、これも、ローカルコンテンツ要求を含めまして、いわゆるパフォーマンス要求について、四つの類型に分けてこれを禁止するというのを明確に定めております。

四つのカテゴリーと申し上げましたのは、第一に輸出要求、一定割合を輸出しろという要求でございます。第二に、今、既に廃止をされたと申し上げたローカルコンテンツ、部品の現地調達割合を何パーセント以上しろという要求でございます。三番目に技術移転要求、これこれの技術を移転しろという、そういったものでございます。さらに、役員、上級役員という定義でありますけれども、上級役員の特典の国籍を要求する。メキシコに即して考えますと、メキシコ人を企業のボードメンバーに加える、そういった要求でございます。こういった四つのカテゴリーについて、この要求をすることを禁止するということが原則として定められております。

そういう意味では、安定的な投資環境の整備が確保されたというふうに考えております。

○塩川委員 そこで、メキシコの場合には、二〇〇三年に自動車令が廃止をされたということ、

こういった障害がなくなっているという話でした。今後、アジアとの交渉が始まります。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、このアジアとのFTA交渉では、こういった相手国の産業政策を含めた、そういう状況を踏まえて、日本政府として何を要求していくのかということが鋭く問われてくると思うんですね。

経済産業省の資料でも、メキシコとのFTA、EPAは守りのFTAだったけれども、アジアとは今度は攻めなんだと。それは、それだけ歴史的にも関与も深いですし、日本企業の現地進出、輸出入を含めて、深い関与のある地域だからだと思っております。経産省の資料でも、アジアでのFTAのねらいとして、東アジアワイドでの最適調達、生産、物流、販売を模索するというふうに指摘をしております。

このアジアとのFTA交渉の中で、日本側はアジア各国に対してどういうふうな制度改正を求めていくのか。特に、きのうからですか、マレーシアとの交渉が始まりました。マレーシア側の関心の一つに、自動車や鉄鋼などの国内産業の育成、保護があります。こういう産業政策の変更を求めていくようになるのか。構造改革ということをよくうたわれるものですが、相手国の産業政策の転換を求める、こういう交渉を行うようになるのか、その点をぜひお聞きしたいと思っております。

○中川国務大臣 今、韓国それからASEAN三カ国、それからASEAN全体についても来年の四月から交渉を始めようということを決められたわけでありまして、その他にも考えている。例えば、インドなんかとは研究会を始めようというところになっております。

今やっておりますASEAN三カ国について絞って申し上げますと、やはり一言言えば、さっき申し上げたワイン・ワイン、そして裏腹としての痛みを分かち合うということでありまして、例えば、今御指摘のように、ASEANという一つの経済圏というものをASEAN諸国は極めて強く意識をしておりますから、そういう意味

で、単に二国間でこういうものを輸出すればいい
でしうだけではないで、向こうとしては、発展
途上の国と発展した日本という関係においては、
自分たちのところに必要な製品が欲しいと同時
に、ASEANなりほかの国に対して、日本の技
術あるいはまた投資を一つのステップとしてさら
に経済段階を上げていきたいという気持ちとい
うか要求があり、我々もそれについては基本的に協
力をしていくことが、文字どおりウイン・ウイン
の関係の大きなポイントになるんだらうというふ
うに思っております。

もちろん、我々としても、投資によるメリット
とかそれからまた製品の輸出のメリットとか、そ
の他いっぱいありますけれども、そういう意味
で、今御質問のように、相手国の制度を変えてい
く、例えばルールの透明性でありますとかあるい
はいろいろなセクターの透明性とか、そういうも
のも含めて、変えていくということが結局はあな
たの国にとってもプラスになりますよということ
を交渉の中で申し上げながら、必要に応じては、
何も日本のためにルールを改正するというだけ
ではなくて、相手国のためにもプラスになるとい
う前提でそういうことをやっていくことは、私は、
EPAを結んでいく上で大事なポイントだろうと
いうふうに考えております。

○塩川委員 時間が参りまして、終わりますが、
マレーシアにおいては、国内産業育成のために、
国産車、これを大いに産業政策と位置づけており
ます。今、経団連の代表団がマレーシアを訪問し
たという記事もありました。奥田会長に対してア
ブドラ首相が、日本とマレーシアの協定は先進国
と発展途上国の協定の手本にしたい、このように
述べておられた。その際に、直ちに全面的な自由
化を進めることが難しいことはわかってほしいと
いうことも述べておられます。

私どもも、二国間交渉による自由貿易協定、F
TAやEPAは、お互いの条件をよく考慮して進
めるならば、経済関係を深めることができると考
えております。同時に、それがバランスを欠くよ

うなことがあれば、これがかえってそれぞれの国
の国民経済、国民生活に支障を生じるものにな
る。こういう点でも、今回の協定そのものに我々
は問題があると思っております。この法案そのも
のは、手続法でもあり、反対するものではありませんが、今後の交渉に当たって基本を貫くことを
重ねて述べまして、質問を終わります。

○河上委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

○河上委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

内閣提出、経済上の連携の強化に関する日本国
とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産
地証明書の発給等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河上委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○河上委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○河上委員長 次に、内閣提出、アメリカ合衆国
の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利
益の返還義務等に関する特別措置法案を議題と
いたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。中川経
済産業大臣。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法
に基づき受けた利益の返還義務等に関する特
別措置法案

(本号末尾に掲載)

○中川国務大臣 アメリカ合衆国の千九百十六年
の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等
に関する特別措置法案につきまして、その提案理
由及び要旨を御説明申し上げます。

世界有数の貿易大国である我が国にとって、国
際ルールに基づく自由貿易の確保は極めて重要な
課題であります。しかしながら、米国企業にダン
ピング輸入企業に対する被害額の三倍賠償請求を
認めるアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉
売法は、二〇〇〇年にWTO協定違反が確定した
にもかかわらず、同法に基づき、我が国企業が多
額の賠償を求められて訴えられる事態に至って
おります。

かかる事態を踏まえ、同法に基づき提訴された
我が国企業が、その訴訟によってこうむった損害
の回復を請求すること等を可能とすべく、今般、
本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、千九百十六年の反不当廉売法に基づく
訴訟の被告として賠償義務を負った我が国企業等
は、原告米国企業等に対し、当該訴訟によりこう
むった損害等の回復を請求することができること
としております。

第二に、千九百十六年の反不当廉売法に基づく
我が国企業等に対する訴えについて外国裁判所が
下した確定判決は、我が国においてその効力を有
しないこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨でありま
す。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます
ようお願い申し上げます。

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。
次回は、公報をもってお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。
午後零時五十七分散会

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売
法に基づき受けた利益の返還義務等に関する
特別措置法案

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉
売法に基づき受けた利益の返還義務等に関
する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、アメリカ合衆国の千九百十
六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還
義務等について定めることにより、同法に基づ
き損失を受けた者の保護を図り、もって国民経
済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アメリカ合衆国の千
九百十六年の反不当廉売法」とは、二千年九月
二十六日に世界貿易機関を設立するマラケシュ
協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関
する了解第二条に規定する紛争解決機関におい
て採択された勧告及び裁定の対象となつたアメ
リカ合衆国の法律をいう。

2 この法律において「本邦法人等」とは、本邦の
法令に基づいて設立された法人その他の団体又
は日本の国籍を有する者をいう。

(利益の返還義務等)

第三条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当
廉売法に基づく外国裁判所の確定判決によつて
利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及
ぼした者(以下「受益者」という。)は、その受け
た利益に利息を付して返還しなければならな
い。

2 前項の場合において、本邦法人等にアメリカ
合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく
裁判手続の準備及び追行のための代理人への報
酬の支払その他の損害があつたときは、受益者
はその賠償の責めに任ずる。

3 前二項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、本邦法人等に対し、受益者と連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を妨げない。

一 受益者の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の全部を保有する者

二 発行済株式等の全部を受益者に保有される法人

（消滅時効）

第四条 前条に規定する利益の返還又は損害賠償の請求権は、三年間行使しないときは、消滅する。

（裁判管轄）

第五条 第三条の規定に基づく利益の返還又は損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

（外国裁判所の確定判決の効力）

第六条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく本邦法人等に対する訴えについてした外国裁判所の確定判決は、その効力を有しない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）

2 この法律は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法が廃止されたときは、その廃止の時に効力を失う。ただし、その時までに提起された同法に基づく訴えに係る利益の返還又は損害の賠償については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

理 由

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき損失を受けた者の保護を図るため、同法

に基づく確定判決によつて利益を受けた者の返還義務等を定めるとともに、同法に基づく確定判決は効力を有しないものとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年十一月十六日印刷

平成十六年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局